

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次	
規則	ページ
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則 〈4・1掲示〉	1
訓令	
◎機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令 〈4・1掲示〉	29

規 則

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日(掲示済)

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第50号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 本庁

第1節 課及び室の設置及び名称等(第7条—第12条)

第2節 分掌事務

第1款 総務部各課・室の分掌事務(第13条—第27条)

第2款 政策企画部各課・室の分掌事務(第28条—第42条)

第3款 危機管理部各課の分掌事務(第42条の2—第42条の4)

第4款 健康福祉部各課・室の分掌事務(第43条—第55条)

第5款 文化環境部各課の分掌事務(第56条—第64条)

第6款 商工労働部各課・室の分掌事務(第65条—第73条)

第7款 観光部各課の分掌事務(第74条—第75条)

第8款 農業振興部各課・室の分掌事務(第76条—第85条の2)

第9款 森林部各課・室の分掌事務(第86条—第91条)

第10款 海洋部各課の分掌事務(第92条—第96条)

第11款 産業技術部各課の分掌事務(第96条の2—第96条の4)

第12款 土木部各課の分掌事務(第97条—第119条)

第13款 会計管理局各課の分掌事務(第120条—第121条の2)

第3章 出先機関

第1節 総務部に属する出先機関(第122条—第130条)

第2節 政策企画部に属する出先機関(第131条・第132条)

第3節 危機管理部に属する出先機関(第133条—第139条)

第4節 健康福祉部に属する出先機関

第1款 福祉保健所及び保健所(第140条—第143条)

第2款 削除

第3款 衛生研究所(第148条—第151条)

第4款 総合看護専門学校(第152条—第154条)

第5款 幡多看護専門学校(第155条・第156条)

第6款 精神保健福祉センター(第157条・第158条)

第7款 療育福祉センター(第159条—第162条)

第8款 身体障害者リハビリテーションセンター(第163条—第166条)

第9款 削除

第10款 希望が丘学園(第171条—第173条)

第11款 児童相談所（第174条－第177条）
 第12款 食肉衛生検査所（第178条－第180条）
第5節 文化環境部に属する出先機関
 第1款 環境研究センター（第181条－第183条）
 第2款 消費生活センター（第184条・第185条）
 第3款 交通事故相談所（第186条・第187条）
 第4款 女性相談所（第188条・第189条）
第6節 商工労働部に属する出先機関
 第1款 大阪事務所（第189条の2－第189条の4）
 第1款の2 名古屋事務所（第189条の5・第189条の6）
 第2款 計量検定所（第190条－第193条）
 第3款 高等技術学校（第194条－第222条の2）
第7節 観光部に属する出先機関（第222条の3・第222条の4）
第8節 農業振興部に属する出先機関
 第1款 農業振興センター（第222条の5－第222条の8）
 第1款の2 農業大学校（第223条－第226条）
 第2款 環境保全型畑作振興センター（第227条・第228条）
 第3款 削除
 第4款 病害虫防除所（第233条・第234条）
 第5款 家畜保健衛生所（第235条－第242条）
第9節 森林部に属する出先機関（第243条－第248条）
第10節 海洋部に属する出先機関
 第1款 栽培漁業センター（第249条・第250条）
 第2款 漁業指導所（第251条・第252条）
第11節 産業技術部に属する出先機関
 第1款 工業技術センター（第252条の2－第252条の5）
 第2款 紙産業技術センター（第252条の6－第252条の9）
 第3款 農業技術センター（第252条の10－第252条の13）
 第4款 畜産試験場（第252条の14－第252条の17）
 第5款 森林技術センター（第252条の18－第252条の21）
 第6款 海洋深層水研究所（第252条の22・第252条の23）
 第7款 内水面漁業センター（第252条の24・第252条の25）
 第8款 水産試験場（第252条の26－第252条の29）
第12節 土木部に属する出先機関
 第1款 土木事務所（第253条－第257条）
 第2款 削除
 第3款 高知駅周辺都市整備事務所（第262条－第272条）
第13節 県立大学（第273条－第276条）
第4章 連絡調整機関
第1節 序議（第277条－第282条）
第2節 政策調整会議（第283条－第288条）
第3節 企画会議（第289条－第293条）
第4節 協議会等（第294条・第295条）

第5節 プロジェクトチーム（第296条－第305条）
第5章 職制
第1節 本庁及び出先機関の職制（第306条－第311条）
第2節 県立大学の職制（第312条－第314条）
第6章 附属機関（第315条）
附則
 第1条中「出納長」を「会計管理者」に改める。
 第2条第1項中「ものを除き」を「もののほか、」に改め、同条第2項中「掲記する」を「おいて規定する」に改める。
 第3条第1号中「第158条」を「第158条第1項」に、「これらに属する局、課（事務局を含む。）」を「並びにこれに属する課」に、「出納局」を「同法第171条第5項の規定に基づき設けられた会計管理局」に改め、同条第2号中「第155条及び第156条」を「第156条第1項」に、「第158条第6項」を「第158条第1項」に、「第244条の2」を「第244条第1項」に改め、同条第3号カを削り、同条第4号中「第138条の4の規定による」を「第138条の4第3項の規定に基づき置かれた」に改める。
 第5条第1項中「を除くほか」を「を除き」に改め、同条第2項中「を除くほか、」を「を除き、当該」に改める。
 第6条中「（理事（危機管理担当、政策推進担当、情報化戦略推進担当、産業技術担当及び競馬担当）が所管する組織にあっては、それぞれの理事）」を削り、「、局長」を「局長」に改める。
第2章第1節の節名中「局、」を削り、「並びに」を「及び」に改める。
 第7条の見出し中「局、」を削り、同条第1項中「（事務局を含む。）」を削り、「班、係等を」を「チーム、係等を」に改め、同項の表中「室、班、係等名」を「内部組織名」に、「政策法制課」を「法務課」に改め、
 「[広報課]」
 を削り、「人事企画課」を「人事課」に改め、「総務班 庁舎管理班 財産管理班」及び
 「[(理事(危機管理担当)所管) | 危機管理課 | 消防防災課 | 消防防災航空隊]」
 を削り、「企画振興部」を「政策企画部」に、
 「[分権・連携推進室 | 資源・エネルギー推進課]」
 を
 「[政策推進課 | 地方分権推進課]」
 に改め、「選挙班 行政班 財政班 税制班」を削り、
 「[地域づくり支援課]」
 を
 「[地域づくり支援課 | 地域生活支援チーム]」

に、

人権課	
-----	--

を

人権課	
情報政策課	
統計課	

に、

(理事(政策推進担当)所管)	政策推進課	
(理事(情報化戦略推進担当)所管)	情報企画課	
	情報推進課	
	情報基盤課	
	統計課	

を

危機管理部	危機管理課	
	地震・防災課	
	消防政策課	消防防災航空隊

に、

健康づくり課	
--------	--

を

医師確保推進室	
健康づくり課	生活習慣病対策チーム

に、

障害福祉課	
-------	--

を

障害福祉課	障害者就労支援チーム
-------	------------

に、「廃棄物対策課」を「廃棄物処理推進課」に改め、

エコプロジェクト推進課	
-------------	--

及び「交流推進班 パスポート班」を削り、「金融課」を「経営支援課」に、

経営流通課	
雇用労働政策課	

を

雇用労働政策課	雇用対策チーム
---------	---------

に、

(理事(観光担当)所管)	観光振興課 華フェスタ準備室	
(理事(産業技術担当)所管)	産業技術委員会事務局 産業技術振興課	
農林水産部	農政企画課 農山村振興課 担い手支援課 団体指導課 農業技術課 環境農業課 園芸流通課 地産地消課 畜産課 耕地課 (理事(競馬担当)所管)	山村振興班 農地調整班 農産班 金融班 担い手育成班 構造改善班 農業技術課 総務班 普及教育班 技術経営班 営農支援室 企画情報班 販売促進班 産地づくり班 総務班 経営流通班 衛生環境班 競馬対策室
土木部	土木企画課 土木総務課 建設管理課 建設検査課 土地対策課 用地管理課 河川防災課 砂防課 道路課 都市計画課 下水道課 住宅企画課 公営住宅課 建築指導課 建築課	総務班 経理班 建設業班 契約班 設計基準班 計画調整班 審査指導班 土地情報班 企画班 指導班 砂利対策班 総務班 河川管理班 計画班 防災復旧班 治水利水班 砂防計画班 保全班 総務班 管理班 企画班 国道班 地方道班 保全班 総務班 開発指導班 計画班 市街地整備班 公園緑地班 総務班 下水道班 環境施設班 総務班 企画班 指導班 宅建班 住宅整備班 住宅管理班 建築指導班 建築審査班 營繕第一班 営繕第二班 営繕第三班 設備第一班 設備第二班 設備第三班

を

観光部	観光振興課	
	おもてなし課	
	花・人・土佐であります博進課	
農業振興部	農政企画課	
	農業農村支援課	
	協同組合指導課	
	環境農業推進課	営農支援室
	園芸流通課	
	地産地消課	
	畜産振興課	
	農業基盤課	
	競馬対策室	
森林部	森林企画課	
	森づくり推進課	
	林業改革課	
	木の文化推進室	
	木材産業課	
	治山林道課	
海洋部	海洋企画課	
	漁業経営課	
	漁業管理課	
	水産振興課	
	漁港課	
産業技術部	産業技術振興課	
	研究開発課	
	知的財産課	
土木部	土木企画課	
	建設管理課	
	建設検査課	
	用地対策課	
	河川課	
	防災砂防課	
	道路課	
	都市計画課	
	公園下水道課	
	住宅課	
	建築指導課	
	建築課	
	港湾振興課	

港湾課	
海岸課	

に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第8条の見出しを「(会計管理局)」に改め、同条第1項中「出納長」を「会計管理者」に、「出納局」を「会計管理局」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 会計管理局に次に掲げる課を置く。

- (1) 会計企画課
- (2) 会計指導課
- (3) 総務事務センター

第10条の表を次のように改める。

地区名	駐在所位置
安芸地区	室戸市 安芸市 安芸郡奈半利町及び安田町
南国・香南・香美地区	南国市 香南市 香美市
中央嶺北地区	高知市 長岡郡本山村及び大豊町 土佐郡土佐町
仁淀川流域地区	吾川郡春野町、いの町及び仁淀川町 高岡郡佐川町、越知町及び日高村
須崎・高岡地区	須崎市 高岡郡中土佐町、津野町及び四万十町
幡多地区	宿毛市 土佐清水市 四万十市 幡多郡大月町及び黒潮町

第10条の2の見出しを「(男女共同参画・NPO課員駐在所)」に改める。

第11条の2の見出しを「(木材産業課員駐在所)」に改め、同条中「林業振興課が」を「木材産業課が」に、「林業振興課員駐在所」を「木材産業課員駐在所」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(漁業経営課員駐在所)

第11条の3 漁業経営課が所掌する事務の一部を行うため、高知市に漁業経営課員駐在所を置く。

第12条中「小鷹を室戸市に、くろしお」を「くろしお及び小鷹」に改める。

第13条ただし書を削り、同条第3号中「見直し」を「見直し及びアウトソーシングの推進」に改め、同条第4号中「行政経営品質向上システム」を「行政経営品質向上活動」に改める。

第14条の見出しを「(法務課)」に改め、同条中「政策法制課」を「法務課」に改め、同条第10号中「県公報」を「高知県公報」に改める。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第17条第8号を同条第9号とし、同条第1号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号

として次の1号を加える。

(1) 広報に關すること。

第19条の見出しを「(人事課)」に改め、同条中「人事企画課」を「人事課」に改め、同条第3号中「(職員能力開発センターの所掌事務を除く。)」を削り、同条第4号中「行政経営品質向上システム」を「行政経営品質向上活動」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第20条を削る。

第20条の2第1号中「あり方」を「在り方」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条を第20条とする。

第24条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第25条第1号中「集配」を削り、同条第4号を次のように改める。

(4) 集中管理自動車の管理に關すること。

第25条第7号中「及び他の」を「並びに他の」に改める。

第26条及び第27条を次のように改める。

第26条及び第27条 削除

第2章第2節第2款の款名中「企画振興部」を「政策企画部」に改める。

第28条ただし書を削り、同条第3号中「見直し」を「見直し及びアウトソーシングの推進」に改め、同条第4号中「行政経営品質向上システム」を「行政経営品質向上活動」に改め、同条第8号中「物部川の流域振興」を「物部川流域の振興」に改め、同条第9号を同条第11号とし、同条第8号の次に次の2号を加える。

(9) 水資源及びエネルギーに關すること(他の課及び室の主管に屬する事項を除く。)。

(10) 電源立地地域対策交付金に關すること。

第28条の次に次の1条を加える。

(政策推進課)

第28条の2 政策推進課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県の重要政策の立案、推進及び調整に關すること。

(2) 県行政の在り方及び進め方の改善に關すること。

(3) 庁議、政策調整会議及び企画会議の運営に關すること。

(4) 知事の特命事項に關すること。

第29条(見出しを含む。)中「分権・連携推進室」を「地方分権推進課」に改める。

第30条を次のように改める。

第30条 削除

第34条第7号中「整備」を削る。

第36条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 土佐くろしお鉄道株式会社及び阿佐海岸鉄道株式会社に關すること。

第36条第5号中「軌道対策」を「軌道及びバスの対策」に改め、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号の次に次の2号を加える。

(6) 高知龍馬空港に關すること。

(7) 高知空港ビル株式会社に關すること。

第38条を次のように改める。

第38条 削除

第39条の見出しを「(情報政策課)」に改め、同条中「情報企画課の」を「情報政策課の」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に

次の1号を加える。

(4) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に關すること。

第39条第5号を同条第8号とし、同号の前に次の3号を加える。

(5) 産学官民の連携による地域の情報化の推進に關すること。

(6) 地域における情報通信基盤の整備に關すること。

(7) 公共的な情報通信ネットワークの運用に關すること。

第40条及び第41条を次のように改める。

第40条及び第41条 削除

第2章第2節第11款の款名中「出納局」を「会計管理局」に改める。

第120条の見出しを「(会計企画課)」に改め、同条中「出納課」を「会計企画課」に改め、同条第3号中「見直し」を「見直し及びアウトソーシングの推進」に改め、同条第4号中「行政経営品質向上システム」を「行政経営品質向上活動」に改め、同条第6号中「会計課」を「他の課」に改め、同条中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号から第17号までを2号ずつ繰り上げ、同条第18号中「会計課」を「他の課及び室」に改め、同号を同条第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 会計事務総合支援本部に關すること。

第120条第19号中「会計課」を「局内の他の課」に改め、同号を同条第18号とする。

第121条の見出しを「(会計指導課)」に改め、同条中「会計課」を「会計指導課」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「旅費事務センター」を「旅費事務センター及び旅費システムの運用管理」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、同条第8号中「企画」を「実施」に改め、同号を同条第6号とする。

第2章第2節第11款中第121条の次に次の1条を加える。

(総務事務センター)

第121条の2 総務事務センターの分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 総務事務センターの企画及び調整に關すること。

(2) 用品等調達特別会計に係る物品の購入、保管及び出納に關すること。

(3) 物品購入に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査に關すること。

(4) 給与及び児童手当の支給事務等の集中処理に關すること。

第2章第2節第11款を同節第13款とする。

第2章第2節第9款の款名中「(港湾空港局各課を除く。)」を削る。

第97条第3号中「見直し」を「見直し及びアウトソーシングの推進」に改め、同条第4号中「行政経営品質向上システム」を「行政経営品質向上活動」に改め、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 高知県建設技術公社に關すること。

第98条を次のように改める。

第98条 削除

第99条第1号を次のように改める。

(1) 土木事務所に關すること。

第99条第5号から第9号までを削り、同条第4号を同条第11号とし、同号の前に次の6号を加える。

(5) 建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)に關すること。

(6) 建設工事統計調査規則(昭和30年建設省令第29号)に關すること。

(7) 建設工事における入札参加資格等に関すること。
 (8) 建設工事における入札及び契約の手続に関すること。
 (9) 設計積算に関すること。
 (10) 公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）に関すること。
 第99条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
 (2) 部に属する予算の経理に関すること。
 第99条に次の1号を加える。
 (12) 建設副産物対策に関すること。
 第100条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。
 (5) 優良建設工事表彰に関すること。
 第101条の見出しを「（用地対策課）」に改め、同条中「土地対策課」を「用地対策課」に改め、同条第1号中「土地対策」を「土地、用地及び砂利対策」に改め、同条第12号中「土地対策」を「土地、用地及び砂利対策」に改め、同号を同条第23号とし、同条第11号の次に次の11号を加える。
 (12) 用地買収及びこれに伴う損失補償に関すること。
 (13) 土地収用に関すること。
 (14) 収用委員会に関すること。
 (15) 高知県土地開発公社に関すること。
 (16) 国土交通大臣の所管の国有財産（国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第6条第2項第1号カに規定する財産に限る。）に関すること。
 (17) 高知県土木工事取締条例（昭和23年高知県条例第13号）に関すること。
 (18) 高知県公用財産管理条例（平成12年高知県条例第26号）に関すること。
 (19) 測量法（昭和24年法律第188号）に関すること。
 (20) 河川及び海岸の土石採取に関すること。
 (21) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）に関すること。
 (22) 庭石不法採取防止対策に関すること。
 第102条を次のように改める。
第102条 削除
 第103条の見出しを「（河川課）」に改め、同条中「河川防災課」を「河川課」に改め、同条第12号から第15号までを削り、同条第16号を同条第12号とする。
 第105条の見出しを「（防災砂防課）」に改め、同条中「砂防課」を「防災砂防課」に改め、同条第6号中「砂防」を「防災及び砂防」に改め、同号を同条第9号とし、同条第5号の次に次の3号を加える。
 (6) 災害復旧事業に関すること。
 (7) 改良復旧事業に関すること。
 (8) 市町村災害復旧事業等の指導に関すること。
 第107条第10号中「住宅企画課の主管に属する事項を除く」を「都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴う事業に限る」に改め、同条第15号を次のように改める。
 (15) 景観法（平成16年法律第110号）に関すること。
 第107条中第16号から第19号までを削り、第20号を第16号とし、第21号を第17号とする。
 第111条の見出しを「（公園下水道課）」に改め、同条中「下水道課」を「公園下水道課」に改め、同条第1号中「下水道行政」を「都市公園及び下水道行政」に改め、同条第4号中「市町村

の」を「市町村の都市公園及び」に改め、同条第8号中「下水道」を「都市公園及び下水道」に改め、同号を同条第11号とし、同条第7号の次に次の3号を加える。
 (8) 都市公園の整備に関すること。
 (9) 都市公園の管理運営に関すること。
 (10) 高知県のいち動物公園協会に関すること。
 第112条の見出しを「（住宅課）」に改め、同条中「住宅企画課」を「住宅課」に改め、同条第14号を同条第16号とし、同号の前に次の1号を加える。
 (15) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に関すること。
 第112条第13号を同条第14号とし、同条第12号を同条第13号とし、同条第11号中「の住環境整備に関する」と「にすること（都市計画課の主管に属する事項を除く。）」に改め、同号を同条第12号とし、同号の前に次の1号を加える。
 (11) 市街地整備に関すること（都市計画課の主管に属する事項を除く。）
 第112条中第10号を削り、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号中「市町村営住宅整備及び施設管理」を「市町村営住宅の整備及び管理」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。
 (6) 県営住宅の整備及び管理に関すること。
 第113条を次のように改める。
第113条 削除
 第114条第4号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。
 第2章第2節第10款の款名を削る。
 第116条の見出しを「（港湾振興課）」に改め、同条中「港湾空港企画課」を「港湾振興課」に改め、同条各号を次のように改める。
 (1) 港湾の管理及び振興に関する総合調整に関すること。
 (2) 重要港湾の振興に関すること。
 (3) 宿毛湾港工業流通団地の分譲に関すること。
 (4) 高知新港企業用地の分譲に関すること。
 第119条を次のように改める。
第119条 削除
 第2章第2節第9款を同節第12款とし、同款の前に次の1款を加える。
第11款 産業技術部各課の分掌事務
 (産業技術振興課)
第96条の2 産業技術振興課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 (1) 部の政策の総合的な企画及び調整に関すること。
 (2) 部内の予算、組織及び定数に関すること。
 (3) 部内の事務事業全般の見直し及びアウトソーシングの推進に関すること。
 (4) 部内の事業評価及び行政経営品質向上活動の推進に関すること。
 (5) 部内の事務の総合調整に関すること。
 (6) 科学技術の振興に関すること。
 (7) 研究職員の研修に関すること。
 (8) 工業技術センターに関すること。
 (9) 紙産業技術センターに関すること。
 (10) 農業技術センターに関すること。
 (11) 畜産試験場に関すること。

- (12) 森林技術センターに関すること。
 - (13) 海洋深層水研究所に関すること。
 - (14) 内水面漁業センターに関すること。
 - (15) 水産試験場に関すること。
 - (16) 前各号に掲げるもののほか、産業技術の振興に関することで他の課及び室の主管に属しない事務の処理に関すること。
(研究開発課)
- 第96条の3** 研究開発課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 産業分野の試験研究開発の企画及び調整に関すること。
 - (2) 産業分野の技術支援に関すること。
 - (3) 産業分野の研究開発及び技術支援に関して、他の部との連携及び調整に関すること。
 - (4) 試験研究成果の公表及び評価に関すること。
 - (5) 試験研究に関する産学官の連携に関すること。
 - (6) 高知県産業振興センターの業務のうち、産業技術部所管の試験研究機関に係る研究開発及び技術支援に関すること。
(知的財産課)

- 第96条の4** 知的財産課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県の知的財産権に関すること（他の課及び室の主管に属する事項を除く。）。
- (2) 職員の職務発明に関すること（他の課及び室の主管に属する事項を除く。）。
- (3) 知的財産の創造、保護及び活用の推進に関すること。
- (4) 高知県知的所有権センターに関すること。

第2章第2節第8款の款名中「農林水産部海洋局」を「海洋部」に改める。

第92条第1号中「局」を「部」に改め、同条第2号中「局内」を「部内」に改め、同条第3号中「局内」を「部内」に、「見直し」を「見直し及びアウトソーシングの推進」に改め、同条第4号中「局内」を「部内」に、「行政経営品質向上システム」を「行政経営品質向上活動」に改め、同条第5号及び第8号中「局内」を「部内」に改める。

第93条の見出しを「（漁業経営課）」に改め、同条中「水産経営指導課」を「漁業経営課」に改め、第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号及び第9号を削る。

第94条に次の1号を加える。

(10) 輸出水産業の振興に関する法律（昭和29年法律第154号）に基づく事業場の登録に関すること。

第95条第1号中「加工流通」を「流通及び販売促進」に改め、同条第4号中「沿岸漁業」を「海面漁業」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 漁業の担い手に関すること。

第2章第2節第8款を同節第10款とする。

第2章第2節第7款の款名中「農林水産部森林局」を「森林部」に改める。

第86条第1号中「局」を「部」に改め、同条第2号中「局内」を「部内」に改め、同条第3号中「局内」を「部内」に、「見直し」を「見直し及びアウトソーシングの推進」に改め、同条第4号中「局内」を「部内」に、「行政経営品質向上システム」を「行政経営品質向上活動」に改め、同条第5号及び第6号中「局内」を「部内」に改める。

第87条第6号中「普及及び指導」を「普及指導事業」に改め、同条第12号を削り、同条第11号中「及び地域林業支援センター」を削り、同号を同条第12号とし、同条第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 林業普及指導員に対する森林及び林業技術に係る研修に関すること。
第87条の次に次の1条を加える。

(林業改革課)

第87条の2 林業改革課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 木材の安定供給体制（新生産システム）の推進に関すること。
- (2) 森の工場づくりに関すること。
- (3) 間伐推進に関すること。
- (4) 森林造成に関すること。
- (5) 森林国営保険に関すること。
- (6) 山林種苗に関すること。
- (7) 森林の保護及び保全に関すること。

第88条に次の1号を加える。

- (8) 県民の森工石山に関すること。

第89条の見出しを「（木材産業課）」に改め、同条中「林業振興課」を「木材産業課」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 林業及び木材産業の基盤整備に関すること。

第90条（見出しを含む。）中「森林整備課」を「治山林道課」に改める。

第91条を次のように改める。

第91条 削除

第2章第2節第7款を同節第9款とする。

第2章第2節第6款の款名中「農林水産部各課（森林局の各課・室及び海洋局の各課を除く。）」を「農業振興部各課・室」に改める。

第76条ただし書を削り、同条第3号中「見直し」を「見直し及びアウトソーシングの推進」に改め、同条第4号中「行政経営品質向上システム」を「行政経営品質向上活動」に改め、同条第7号中「課」を「課及び室」に改める。

第77条の見出しを「（農業農村支援課）」に改め、同条中「農山村振興課」を「農業農村支援課」に改め、第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、同条に次の8号を加える。

- (13) 農業経営基盤の強化促進に関すること。
- (14) 新規就農の促進に関すること。
- (15) 青年農業者の育成指導及び研修に関すること。
- (16) 農地保有合理化の促進に関すること。
- (17) 高知県農業公社に関すること。
- (18) 高知県農業会議及び市町村農業委員会に関すること。
- (19) 農業者年金に関すること。
- (20) 経営構造対策事業の促進指導に関すること。

第78条を次のように改める。

第78条 削除

第79条の見出しを「（協同組合指導課）」に改め、同条中「団体指導課」を「協同組合指導課」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げる、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 農業金融に関すること。

第80条の見出しを「（環境農業推進課）」に改め、同条中「農業技術課」を「環境農業推進課」

に改め、同条第10号を同条第19号とし、同号の前に次の4号を加える。

- (15) 米麦及び雑穀の振興に関すること。
- (16) 農業経営及び農村生活の改善に関すること。
- (17) 農業に関する試験研究機関等との連携及び調整に関すること。
- (18) 農業機械に関すること。

第80条中第9号を第14号とし、第8号を削り、第7号を第13号とし、第6号を第12号とし、第5号を第11号とし、第4号を削り、第3号を第10号とし、第2号を削り、第1号を第9号とし、同条に第1号から第8号までとして次の8号を加える。

- (1) 環境保全型農業に関すること。
- (2) 畜産環境対策に関すること。
- (3) 農業廃棄物の適正処理に関すること。
- (4) 農作物の防疫に関すること。
- (5) 土壌及び肥料に関すること。
- (6) 農薬の取締り及び指導に関すること。
- (7) 肥料の取締り及び指導に関すること。
- (8) 高知県無農薬・減農薬栽培農産物の認証に関すること。

第80条に次の3号を加える。

- (20) 農業大学校に関すること。
- (21) 環境保全型畑作振興センターに関すること。
- (22) 病害虫防除所に関すること。

第81条を次のように改める。

第81条 削除

第82条に次の1号を加える。

- (5) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に関すること。

第84条（見出しを含む。）中「畜産課」を「畜産振興課」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「耕地課」を「農業基盤課」に改める。

第85条の2第5号を削り、同条第6号を同条第5号とする。

第2章第2節第6款を同節第8款とする。

第74条第1号を次のように改める。

- (1) 部の政策の総合的な企画及び調整に関すること。

第74条中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号を削り、第8号を第11号とし、第5号から第7号までを3号ずつ繰り下げ、第4号を削り、第3号を第7号とし、第2号を削り、第1号の次に次の5号を加える。

- (2) 部内の予算、組織及び定数に関すること。
- (3) 部内の事務事業全般の見直し及びアウトソーシングの推進に関すること。
- (4) 部内の事業評価及び行政経営品質向上活動の推進に関すること。
- (5) 部内の事務の総合調整に関すること。
- (6) 観光ビジョンの推進に関すること。

第74条の前に次の款名を付する。

第7款 観光部各課の分掌事務

第74条の2及び第75条を次のように改める。

(おもてなし課)

第74条の2 おもてなし課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) おもてなしの心の県民運動推進に関すること。
 - (2) 観光地の美化に関すること。
 - (3) 観光施設の整備に関すること。
 - (4) 観光ボランティアに関すること。
 - (5) 観光特使に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、観光客の受入れに関することで他の課及び室の主管に属しない事務の処理に関すること。
- (花・人・土佐でい博推進課)

第75条 花・人・土佐でい博推進課の分掌事務は、花・人・土佐でい博の推進に関することとする。

第65条ただし書を削り、同条第3号中「見直し」を「見直し及びアウトソーシングの推進」に改め、同条第4号中「行政経営品質向上システム」を「行政経営品質向上活動」に改める。

第69条の見出しを「（経営支援課）」に改め、同条中「金融課」を「経営支援課」に改め、同条に次の5号を加える。

- (4) 中小企業の診断支援に関すること。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による組合等に関するここと。
- (6) 商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会の指導育成に関すること。
- (7) 中小企業指導団体の連絡調整に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の支援に関することで他の課及び室の主管に属しない事務の処理に関すること。

第71条第3号を削る。

第72条を次のように改める。

第72条 削除

第73条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

第2章第2節第5款を同節第6款とする。

第56条第3号中「見直し」を「見直し及びアウトソーシングの推進」に改め、同条第4号中「行政経営品質向上システム」を「行政経営品質向上活動」に改める。

第57条第6号中「ISO14001」を「高知県環境保全率先行動計画」に改め、同条に次の1号を加える。

- (10) 環境及び文化に関する企業等の社会貢献活動に関するここと。

第58条の2中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第59条の見出しを「（廃棄物処理推進課）」に改め、同条中「廃棄物対策課」を「廃棄物処理推進課」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第9号とし、同条第3号の次に次の5号を加える。

- (4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関するここと。
- (5) 産業廃棄物処理施設（エコサイクルセンター）の設置の支援に関するここと。
- (6) エコサイクル高知に関するここと。
- (7) 高知県医療廃棄物処理センターに関するここと。
- (8) 高知県魚さい加工公社に関するここと。

第60条を次のように改める。

第60条 削除

第63条第7号中「安全・安心なまちづくり」を「犯罪のない安全で安心なまちづくり」に改める。

第2章第2節第4款を同節第5款とする。

第2章第2節第3款の款名中「各課」を「各課・室」に改める。

第43条第3号中「見直し」を「見直し及びアウトソーシングの推進」に改め、同条第4号中「行政経営品質向上システム」を「行政経営品質向上活動」に改め、同条第7号中「課」を「課及び室」に改める。

第44条第19号を同条第20号とし、同条第18号の次に次の1号を加える。

(19) 北朝鮮拉致被害者支援に関すること。

第45条第2号中「へき地医療、」を削り、同条第5号中「関すること」を「関すること（医師確保推進室の主管に属する事項を除く。）」に改め、同条第26号を削り、同条第27号を同条第26号とする。

第46条を次のように改める。

(医師確保推進室)

第46条 医師確保推進室の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 医師確保に関すること。

(2) へき地医療に関すること。

(3) 自治医科大学に関すること。

(4) 助産師、看護師及び准看護師の確保及び養成に関すること。

(5) 看護専門学校に関すること。

第47条第14号を同条第16号とし、同条第13号を同条第15号とし、同号の前に次の1号を加える。

(14) 自殺対策に関すること。

第47条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同条第9号中「結核及びその他の」を削り、同号を同条第10号とし、同条第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 母体保護に関すること。

第50条第2号中「心身障害児」を「障害児」に改め、同条第10号中「心身障害者及び心身障害児」を「障害者及び障害児」に改め、同号を同条第11号とし、同条第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 障害者の就労支援に関すること。

第51条第1号中「心身障害児」を「障害児」に改め、同条第3号中「高知県こども環境づくり推進委員会」を「高知県こどもの環境づくり推進委員会」に改める。

第2章第2節第3款を同節第4款とし、同節第2款の次に次の1款を加える。

第3款 危機管理部各課の分掌事務

(危機管理課)

第42条の2 危機管理課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 部の政策の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 部内の予算、組織及び定数に関すること。

(3) 部内の事務事業全般の見直し及びアウトソーシングの推進に関すること。

(4) 部内の事業評価及び行政経営品質向上活動の推進に関すること。

(5) 部内の事務の総合調整に関すること。

(6) 危機管理の総合調整に関すること。

(7) 国民保護法制に関すること。

(8) 高知県国民保護協議会に関すること。

(9) 高知県災害対策本部、高知県国民保護対策本部及び高知県緊急対処事態対策本部並びに高知県危機管理本部に関すること。

(10) 自衛隊の災害派遣要請、自衛隊による土木工事等の施工等自衛隊との連絡及び折衝に関すること。

(11) 自衛官募集に関すること。

(12) 防災情報に関する総合的な企画調整に関すること。

(13) 高知県防災情報マルチネットワークシステムの管理運営に関すること。

(14) 電波法（昭和25年法律第131号）に関すること。

(15) 非常時の通信の確保に関すること。

(16) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び武器等製造法（昭和28年法律第145号）に基づく取締り及び指導に関すること。

(17) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく取締り及び指導に関すること。

(18) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）及び電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に基づく取締り及び指導に関すること。

(地震・防災課)

第42条の3 地震・防災課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 防災行政の総合調整に関すること。

(2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に関すること。

(3) 高知県防災会議に関すること。

(4) 防災訓練に関すること。

(5) 南海地震対策に関すること。

(6) 高知県南海地震対策推進本部に関すること。

(7) 防災意識の普及啓発に関すること。

(消防政策課)

第42条の4 消防政策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 消防行政の総合調整に関すること。

(2) 消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に関すること。

(3) 市町村の消防の広域化の推進に関すること。

(4) 緊急消防援助隊に関すること。

(5) 消防表彰に関すること。

(6) 消防団員等に対する損害補償及び退職報償に関すること。

(7) 消防組織及び消防施設の指導に関すること。

(8) 消防用機械器具の性能試験に関すること。

(9) 消防統計に関すること。

(10) 危険物取扱者及び危険物取扱所等に関すること。

(11) 消防設備士に関すること。

(12) 消防に関する教育訓練に関すること。

(13) 消防学校に関すること。

(14) 消防防災ヘリコプターの運航に関すること。

第3章第1節第1款から第3款までの款名を削る。

第122条から第124条までを次のように改める。

第122条から第124条まで 削除

第125条の見出しを「(県税事務所の名称、位置及び所管区域等)」に改める。

第127条を次のように改める。

(内部組織)

第127条 次の県税事務所に次の課を置く。

県税事務所名	課名
高知県中央東県税事務所	一般税課 自動車税課
高知県中央西県税事務所	総務課 課税課 納税課

第128条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「一般税グループ」を「一般税課」に改め、同項第12号中「グループ」を「課」に改め、同項を同条第1項とし、同条第4項中「自動車税グループ」を「自動車税課」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項から第7項までを2項ずつ繰り上げる。

第129条及び第130条を次のように改める。

第129条及び第130条 削除

第3章第2節の節名中「企画振興部」を「政策企画部」に改める。

第131条を次のように改める。

(東京事務所の設置)

第131条 県経済の発展及び文化等の交流推進その他県行政の円滑な推進を図るため、高知県東京事務所(以下「東京事務所」という。)を東京都港区に置く。

第132条中「高知県東京事務所(第310条において「東京事務所」という。)」を「東京事務所」に改める。

第276条第2項第10号中「課」を「課及び室」に改める。

第3章第11節を同章第13節とし、同章第10節を削る。

第253条の見出し中「所管区域」を「所管区域等」に改め、同条第7項中「及びダム管理事務所」を削り、同項の表中

高知県幡多土木事務所	宿毛市	坂本ダムにより造成された貯水池の区域及び坂本ダムから下流260メートルの地点までの区域
------------	-----	---

を削る。

第254条第1項第21号中「室戸市浮津71番地」を「室戸市浮津71番地の、高知県安芸土木事務所和食ダム建設事務所にあっては安芸郡芸西村馬ノ上1298番地1の、高知県中央東土木事務所本山事務所にあっては長岡郡本山村946番6の、高知県高知土木事務所高知港事務所にあっては高知市弘化台20番32号」に、「吾川郡いの町1381番地」を「吾川郡いの町1381番地の、高知県中央西土木事務所越知事務所にあっては高岡郡越知町越知甲2228番1」に、「高岡郡檮原町檮原1629番地」を「高岡郡檮原町檮原1629番地の、高知県須崎土木事務所四万十町事務所にあっては高岡郡四万十町琴平町474の1」に、「四万十市古津賀1441番地」を「四万十市古津賀1441番地の、高知県幡多土木事務所宿毛事務所にあっては宿毛市宿毛5342番7及び同市橋上町坂本514番39」に、「及びその

敷地」を「並びにその敷地」に改める。

第255条第1項の表高知県高知土木事務所の項中「工務第一班 工務第二班 工務第三班」を「道路第一班 道路第二班 道路第三班」に、「工務第四班 工務第五班」を「河川班 砂防班」に改め、同表高知県須崎土木事務所の項中「工務第一班 工務第二班 工務第三班」を「道路第一班 道路第二班 道路第三班」に、「工務第四班 工務第五班」を「河川砂防第一班 河川砂防第二班」に改め、同表高知県幡多土木事務所の項中「工務第一班 工務第二班 工務第三班」を「道路第一班 道路第二班」に、「工務第四班 工務第五班」を「河港第一班 河港第二班」に改め、同条第2項中「事務所に」を「土木事務所に置かれた事務所に」に改め、同項の表高知県安芸土木事務所室戸事務所の項中「工務第一班 工務第二班 工務第三班」を「道路班 河港第一班 河港第二班」に改め、同表中

高知県中央東土木事務所本山事務所	工務第一課	道路第一班 道路第二班
	工務第二課	河川第一班 河川第二班
高知県中央西土木事務所越知事務所	工務第一課	道路第一班 道路第二班
	工務第二課	河川第一班 河川第二班

を

高知県中央東土木事務所本山事務所	工務課	道路第一班 道路第二班 河川砂防班
	工務管理課	管理班 工務班
高知県高知土木事務所高知港事務所	プレジャーボート対策課	第一班 第二班
	工務課	道路第一班 道路第二班 河川砂防班

に改め、同表高知県幡多土木事務所宿毛事務所の項中

工務第二課	河港第一班 河港第二班 河港第三班
-------	-------------------

を

工務第二課	河港第一班 河港第二班 河港第三班
	施設管理課

に改め、同条第3項中「高知県中央東土木事務所永瀬ダム管理事務所」を「土木事務所に置かれたダム管理事務所」に改め、同条第4項から第7項までを削る。

第256条第6項を削り、同条第7項第4号中「土木事務所内の」を「土木事務所に置かれた」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 工務管理課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 港湾及び海岸工事の調査、設計、施行及び監督に関すること。

(2) 港湾及び海岸の維持管理及び運営に関すること。

(3) 砂利採取業者の指導及び砂利採取計画の認可等に関すること。

- (4) 水防に関する事務。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、プレジャーボート対策課の主管に属しない事務の処理に関する事務。

第256条第8項を削り、同条第9項を同条第8項とし、同条に次の2項を加える。

- 9 施設管理課の分掌事務は、第254条第1項第17号に掲げるもの及び河戸堰に関する事務とする。
- 10 管理課の分掌事務は、第254条第1項第17号に掲げるものとする。

第264条の表用地課の項中「用地第一班 用地第二班」を削る。

- 第265条第1項第3号中「用地課及び工務課」を「他の課」に改め、第3章第9節第3款中同条の次に次の7条を加える。

第266条から第272条まで 削除

第3章第9節を同章第12節とし、同節の前に次の1節を加える。

第11節 産業技術部に属する出先機関

第1款 工業技術センター

(位置)

- 第252条の2** 高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成2年高知県条例第5号）により設置された高知県工業技術センター（以下「工業技術センター」という。）の位置は、高知市とする。

(所掌事務)

- 第252条の3** 工業技術センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工鉱業の技術に係る試験及び研究に関する事務。
- (2) 工鉱業の技術に係る調査並びに情報の収集及び提供に関する事務。
- (3) 工鉱業の技術に係る相談及び指導に関する事務。
- (4) 工鉱業に係る技術者の養成に関する事務。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、工鉱業の技術の振興に関する事務。

(内部組織)

- 第252条の4** 工業技術センターに次に掲げる課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 研究企画課
- (3) 食品開発課
- (4) 生産技術課
- (5) 資源環境課

(分掌事務)

- 第252条の5** 総務課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 庶務に関する事務。
- (2) 前号に掲げるもののほか、他の課の主管に属しない事務の処理に関する事務。

- 2 研究企画課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 試験研究、技術者養成及び産学官連携の企画調整、成果の普及並びに技術移転に関する事務。
- (2) 調査並びに情報の収集及び提供に関する事務。

- 3 食品開発課の分掌事務は、食品開発技術に係る試験研究、調査、技術相談指導及び技術者養成に関する事務とする。

- 4 生産技術課の分掌事務は、生産機械技術、情報通信技術、工業材料の開発技術、加工技術及び

- 製品材料評価技術に係る試験研究、調査、技術相談指導及び技術者養成に関する事務とする。
- 5 資源環境課の分掌事務は、工鉱業分野に関する資源開発技術、環境開発技術及び化学分析技術に係る試験研究、調査、技術相談指導及び技術者養成に関する事務とする。

第2款 紙産業技術センター

(位置)

- 第252条の6** 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第6号）により設置された高知県立紙産業技術センター（以下「紙産業技術センター」という。）の位置は、吾川郡いの町とする。

(所掌事務)

- 第252条の7** 紙産業技術センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 紙産業の技術に係る試験及び研究に関する事務。
- (2) 紙産業の技術に係る調査並びに情報の収集及び提供に関する事務。
- (3) 紙産業の技術に係る相談及び指導に関する事務。
- (4) 紙産業に係る技術者の養成に関する事務。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、紙産業の技術の振興に関する事務。

(内部組織)

- 第252条の8** 紙産業技術センターに次に掲げる課を置く。

- (1) 不織布・加工課
- (2) 製紙技術課

(分掌事務)

- 第252条の9** 不織布・加工課の分掌事務は、乾式不織布及び紙加工に係る試験研究、調査、技術相談指導及び技術者養成に関する事務とする。

- 2 製紙技術課の分掌事務は、機械すき紙及び手すき和紙に係る試験研究、調査、技術相談指導及び技術者養成に関する事務とする。

第3款 農業技術センター

(設置)

- 第252条の10** 農業に関する総合的な試験研究を行うため、高知県農業技術センター（以下「農業技術センター」という。）を南国市に置く。ただし、山間試験室については、長岡郡大豊町に置く。

- 2 農業技術センターの事務のうち、果樹についての試験研究に関する事務を分掌させるため、高知県農業技術センター果樹試験場（以下「果樹試験場」という。）を高知市に置く。

- 3 農業技術センターの事務のうち、茶についての試験研究に関する事務を分掌させるため、高知県農業技術センター茶業試験場（以下「茶業試験場」という。）を吾川郡仁淀川町に置く。

(所掌事務)

- 第252条の11** 農業技術センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農業に係る試験研究の総合調整に関する事務。
- (2) 農作物の病害虫についての試験研究に関する事務。
- (3) 農作物に係る土壌肥料及び環境保全についての試験研究に関する事務。
- (4) 農業経営及び農作物の品質管理についての試験研究に関する事務。
- (5) 農作物の品種改良及び栽培法についての試験研究に関する事務。
- (6) 農作物の種苗の育成及び配付に関する事務。
- (7) 中山間地域の農業生産技術についての試験研究に関する事務。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、農業に関する必要な事項

- 2 果樹試験場の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 果樹の試験研究に関すること。
 - (2) 母樹園の設置及び穂木の生産についての試験研究に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、果樹に関する必要な事項

- 3 茶業試験場の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 茶の試験研究に関すること。
 - (2) 茶の技術についての研修、普及等に関すること。
 - (3) 茶の母樹園に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、茶に関する必要な事項
(内部組織)

第252条の12 農業技術センターに次に掲げる課及び室を置く。

- (1) 総務課
- (2) 研究企画課
- (3) 生産環境課
- (4) 育種開発課
- (5) 園芸開発課
- (6) 山間試験室
(分掌事務)

第252条の13 総務課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 庁舎の管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の課及び室の主管に属しない事務の処理に関するこ

2 研究企画課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農業技術センター、果樹試験場及び茶業試験場の企画調整に関するこ
- (2) 農業技術センターに所属する職員の研修業務に関するこ
- (3) 研修施設の運営に関するこ
- (4) 試験研究成果の取りまとめに関するこ
- (5) 図書及び文献の管理に関するこ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、農業についての企画情報に関するこ

3 生産環境課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農作物の病害虫についての試験研究に関するこ
- (2) 農作物の施肥改善及び生理障害対策に関するこ
- (3) 地力保全に係る調査及び試験研究に関するこ
- (4) 農薬に関するこ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、農業の生産及び環境に関するこ

4 育種開発課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農作物の品種改良及び栽培法(野菜及び花きを除く。)についての試験研究に関するこ
- (2) バイオテクノロジーの手法を用いた農作物の試験研究に関するこ
- (3) 農作物の遺伝資源の収集及び保存に関するこ
- (4) 水田の高度利用に係る試験研究に関するこ
- (5) 野菜、花き及び水田作物の種苗の育成及び配付に関するこ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、農作物及び育種に関するこ

5 園芸開発課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 野菜及び花きの栽培法についての試験研究に関するこ
- (2) 野菜及び花きの生産安定化並びに収量及び品質の向上技術に関するこ
- (3) 農作物の品質管理に関するこ
- (4) 農業機械に関するこ
- (5) 農業経営に関するこ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、農作物及び生産流通に関するこ

6 山間試験室の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中山間地域に適合した農作物の生産技術に関するこ
- (2) 中山間地域における生産体系の研究実証に関するこ
- (3) 中山間地域に適合した野菜及び花きの種苗の配付に関するこ
- (4) 前3号に掲げるもののほか、中山間地域の農業に関するこ

第4款 畜産試験場

(設置)

第252条の14 家畜及び家きんの改良増殖並びに畜産に関する試験研究を行うため、高知県畜産試験場(以下「畜産試験場」という。)を高岡郡佐川町に置く。

(所掌事務)

第252条の15 畜産試験場の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 家畜及び家きんの試験研究に関するこ
- (2) 家畜及び家きんの改良増殖に関するこ
- (3) 飼料及び飼料作物の栽培技術の試験研究に関するこ
- (4) 家畜及び種きん並びに種卵の配付に関するこ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、畜産に関する必要な事項
(内部組織)

第252条の16 畜産試験場に次に掲げる課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 大家畜課
- (3) 中小家畜課
(分掌事務)

第252条の17 総務課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 庶務に関するこ
- (2) 前号に掲げるもののほか、他の課の主管に属しない事務の処理に関するこ

2 大家畜課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乳用牛及び肉用牛に係る試験研究、調査及び技術相談指導並びに改良増殖に関するこ
- (2) 受精卵及び凍結精液の生産及び配付に関するこ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、大家畜に関するこ

3 中小家畜課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 飼料作物、家畜排せつ物、豚及び鶏に係る試験研究、調査及び技術相談指導に関するこ
- (2) 鶏の改良増殖並びに種鶏及び種卵の生産及び配付に関するこ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、畜産環境、飼料作物及び中小家畜に関するこ

第5款 森林技術センター

(位置)

第252条の18 森林総合センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第6号）により設置された高知県立森林技術センター（以下「森林技術センター」という。）の位置は、香美市とする。

（所掌事務）

第252条の19 森林技術センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 森林並びに林業、木材産業及び木材関連産業の技術に係る試験研究に関すること。
- (2) 森林並びに林業、木材産業及び木材関連産業の技術に係る相談及び指導に関すること。
- (3) 森林並びに林業、木材産業及び木材関連産業に係る調査並びに情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 産業構造改善支援センターに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、森林並びに林業、木材産業及び木材関連産業に関すること。

（内部組織）

第252条の20 森林技術センターに次に掲げる課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 森林経営課
- (3) 資源利用課

（分掌事務）

第252条の21 総務課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 庁務に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。
- 2 森林経営課の分掌事務は、森林環境保全及び森林管理技術並びに木材生産及び林業経営に係る試験研究、調査及び技術相談指導に関する事務とする。
- 3 資源利用課の分掌事務は、木材加工技術、性能評価技術、新製品開発等森林資源の利活用に係る試験研究、調査及び技術相談指導に関する事務とする。

第6款 海洋深層水研究所

（設置）

第252条の22 海洋深層水の有効利用に関する試験研究を行うため、高知県海洋深層水研究所を室戸市に置く。

（所掌事務）

第252条の23 高知県海洋深層水研究所の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 海洋深層水の有効な利用技術に係る試験研究に関すること。
- (2) 海洋深層水を利用した水産動植物の飼育及び培養技術に係る試験研究に関すること。
- (3) 海洋深層水の利用技術に係る相談及び指導に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、海洋深層水の有効利用の推進に関すること。

第7款 内水面漁業センター

（設置）

第252条の24 内水面水産業に関する総合的な試験研究及び調査指導を行うため、高知県内水面漁業センター（以下「内水面漁業センター」という。）を香美市に置く。

（所掌事務）

第252条の25 内水面漁業センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 内水面水産増養殖に関する試験研究及び調査指導に関すること。
- (2) 内水面の魚病対策試験及び調査指導に関すること。
- (3) 内水面水産資源の調査及び研究に関すること。

（4）種苗の生産技術の開発に関すること。

（5）前各号に掲げるもののほか、内水面水産業の育成及び改善のための試験研究等に関すること。

第8款 水産試験場

（設置）

第252条の26 水産業に関する総合的な試験研究及び調査指導を行うため、高知県水産試験場（以下「水産試験場」という。）を須崎市に置く。

（所掌事務）

第252条の27 水産試験場の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水産資源及び海洋の調査及び研究に関すること。
- (2) 沿岸及び沖合の漁場の調査及び改善の研究に関すること。
- (3) 水産動植物の増殖及び養殖技術の開発並びにその改善の研究に関すること。
- (4) 須崎市浦ノ内灰方1153番地23の建物及びその敷地並びにこれらの附属施設の管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、水産業の振興のための研究に関すること。

（内部組織）

第252条の28 水産試験場に次に掲げる課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 漁業資源課
- (3) 増養殖環境課

2 水産試験場に次の船を置く。

船名	業務内容
土佐海洋丸	漁況、海況並びに沿岸及び沖合の漁場及び資源の調査

（分掌事務）

第252条の29 総務課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 庁務に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

2 漁業資源課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水産資源及び海洋の調査及び研究に関すること。
- (2) 沿岸及び沖合の漁場の調査及び改善の研究に関すること。

3 増養殖環境課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水産動植物の増殖及び養殖技術の開発及び改善の研究に関すること。
- (2) 沿岸漁場環境の調査及び改善の研究に関すること。

第3章第8節の節名中「農林水産部海洋局」を「海洋部」に改める。

第249条第2項中「(次条第2項において「栽培漁業センター室戸支所」という。)」を削る。

第250条第2項中「栽培漁業センター室戸支所」を「高知県栽培漁業センター室戸支所」に改める。

第251条の表高知県中央漁業指導所の項中

「 | 安芸郡芸西村 | を 「 | 安芸郡のうち芸西村 | 」に改め、同表高知県土佐清水漁業指導所の項中「幡多郡のうち三原村及び黒潮町」を「幡多郡のうち三原村 黒潮町」に改める。

第3章第8節を同章第10節とする。

第3章第7節の節名中「農林水産部森林局」を「森林部」に改め、同節第1款から第2款の2ま

での款名を削る。

第243条の見出しを「（林業事務所の設置）」に改め、同条第1項の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
高知県安芸林業事務所	安芸市	室戸市 安芸市 安芸郡
高知県中央東林業事務所	香美市	高知市 南国市 香南市 香美市 長岡郡 土佐郡
高知県中央西林業事務所	吾川郡いの町	土佐市 吾川郡 高岡郡のうち佐川町 越知町 日高村
高知県須崎林業事務所	須崎市	須崎市 高岡郡のうち中土佐町 橋原町 津野町 四 万十町
高知県幡多林業事務所	四万十市	宿毛市 土佐清水市 四万十市 幡多郡

第246条第1項第23号中「課の所管」を「課及びチームの主管」に改め、同条第2項第8号中「所管」を「主管」に改める。

第247条及び第248条を次のように改める。

第247条及び第248条 削除

第248条の2及び第248条の3を削る。

第3章第7節を同章第9節とする。

第3章第6節の節名中「農林水産部（森林局及び海洋局を除く。）」を「農業振興部」に改める。

第222条の6第1項中「総務管理課」を「基盤整備課」に改め、同項第7号中「他の課の所管」を「農業土木技術に関する事並びに他の課及び所の主管」に改め、同号を同項第9号とし、同項第6号の次に次の2号を加える。

(7) 農業土木工事の調査、測量及び設計に関する事。

(8) 農業土木工事の施行監督、助言及び指導に関する事。

第222条の6第3項を削り、第3章第6節第1款中同条を第222条の8とする。

第222条の5の表を次のように改め、同条を第222条の7とする。

農業振興センター名	課及び所名
高知県安芸農業振興センター	基盤整備課 農業改良普及課
高知県中央東農業振興センター	基盤整備課 農業改良普及課 嶺北農業改良普及所 高知農業改良普及所
高知県中央西農業振興センター	基盤整備課 農業改良普及課 高吾農業改良普及所
高知県須崎農業振興センター	基盤整備課 農業改良普及課

高南農業改良普及所

基盤整備課
農業改良普及課

第222条の4第5号中「又は」を「及び」に改め、同条第7号中「、香美市土佐山田町加茂777番地」を「香美市土佐山田町加茂777番地」に、「建物及び」を「、高知県中央西農業振興センターにあっては土佐市高岡町乙3229番地の、高知県須崎農業振興センターにあっては須崎市西古市町1番24号の建物並びに」に改め、同条第8号及び第9号を削り、同条を第222条の6とする。

第222条の3第1項の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
高知県安芸農業振興センター	安芸市	室戸市 安芸市 安芸郡
高知県中央東農業振興センター	香美市	高知市 南国市 香南市 香美市 長岡郡 土佐郡
高知県中央西農業振興センター	土佐市	土佐市 吾川郡 高岡郡のうち佐川町 越知町 日高村
高知県須崎農業振興センター	須崎市	須崎市 高岡郡のうち中土佐町 橋原町 津野町 四 万十町
高知県幡多農業振興センター	四万十市	宿毛市 土佐清水市 四万十市 幡多郡

第222条の3第2項中「分掌させるために置く」を「分掌させるため、次のとおり」に、「の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする」を「を置く」に改め、同項第1号の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
高知県中央東農業振興センター	土佐郡土佐町	長岡郡 土佐郡
高知県中央東農業振興センター・高知農業改良普及所	高知市	高知市 南国市
高知県中央西農業振興センター・高吾農業改良普及所	高岡郡佐川町	吾川郡のうち仁淀川町 高岡郡のうち佐川町 越知町 日高村
高知県須崎農業振興センター・高岡農業改良普及所	高岡郡四万十町	高岡郡のうち四万十町

第222条の3第2項第2号の表を次のように改め、同条を第222条の5とする。

名称	位置	所管区域
高知県安芸農業振興センター	室戸市	室戸市 安芸郡のうち東洋町

第223条第2項中「である」を「とする」に改める。

第225条中「次の課及び科」を「次に掲げる課」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 教育課
- (2) 研修課

第233条中「高知県病害虫防除所」を「高知県病害虫防除所（以下「病害虫防除所」という。）」に改める。

第234条中「高知県病害虫防除所」を「病害虫防除所」に改める。

第235条の見出し中「所管区域」を「所管区域等」に改め、同条第1項の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
高知県中央家畜保健衛生所	土佐市	高知市 室戸市 安芸市 南国市 土佐市 香南市 香美市 安芸郡 長岡郡 土佐郡 吾川郡 高岡郡のうち佐川町 越知町 日高村
高知県西部家畜保健衛生所	四万十市	須崎市 宿毛市 土佐清水市 四万十市 高岡郡のうち中土佐町 橋原町 津野町 四 万十町 幡多郡

第235条第3項の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
高知県中央家畜保健衛生所 田野支所	安芸郡田野町	室戸市 安芸市 安芸郡
高知県中央家畜保健衛生所 香長支所	香美市	南国市 香南市 香美市
高知県中央家畜保健衛生所 嶺北支所	土佐郡土佐町	長岡郡 土佐郡
高知県西部家畜保健衛生所 高南支所	高岡郡四万十町	須崎市 高岡郡のうち中土佐町 四万十町
高知県西部家畜保健衛生所 構原支所	高岡郡構原町	高岡郡のうち構原町 津野町

第236条第3号中「及び人工授精」を「並びに人工授精及び受精卵移植」に改める。

第237条の表を次のように改める。

家畜保健衛生所名	課及び室名
高知県中央家畜保健衛生所	衛生課 振興課 病性鑑定室
高知県西部家畜保健衛生所	衛生課 振興課

第238条第2項中「指導課」を「振興課」に改める。

第3章第6節を同章第8節とし、同節の前に次の1節を加える。

第7節 観光部に属する出先機関

(足摺海洋館の位置)

第222条の3 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例（昭和49年高知県条例第46号）により設置された高知県立足摺海洋館（次条において「足摺海洋館」という。）の位置は、土佐

清水市とする。

(所掌事務)

第222条の4 足摺海洋館の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 足摺海洋館の施設の管理に関すること。

(2) 飼育魚類、展示資料等の寄贈及び寄託に関すること。

(3) 委託業務の指導及び監督に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、足摺海洋館の運営に関すること。

第189条の4中「次の課及び班」を「次に掲げる課」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 商工課

(2) 観光課

第189条の5中「（次条において「名古屋事務所」という。）」を削る。

第189条の6中「名古屋事務所」を「高知県名古屋事務所」に改める。

第190条中「次条において」を「以下」に改める。

第3章第5節第2款の2の款名を削る。

第192条及び第193条を次のように改める。

第192条及び第193条 削除

第3章第5節第4款から第11款までの款名を削る。

第197条から第222条の2までを次のように改める。

第197条から第222条の2まで 削除

第3章第5節を同章第6節とする。

第183条を次のように改める。

第183条 削除

第3章第4節第1款の2を削る。

第186条中「次条において」を「以下」に改める。

第187条第3号中「交通事故被害者援護」を「交通事故被害者の援護」に改める。

第3章第4節を同章第5節とする。

第140条第1項の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
高知県安芸福祉保健所	安芸市	室戸市 安芸市 安芸郡
高知県中央東福祉保健所	香美市	南国市 香南市 香美市 長岡郡 土佐郡
高知県中央西福祉保健所	高岡郡佐川町	高知市 土佐市 吾川郡 高岡郡のうち佐川町 越知町 日高村
高知県須崎福祉保健所	須崎市	須崎市 高岡郡のうち中土佐町 橋原町 津野町 四 万十町
高知県幡多福祉保健所	四万十市	宿毛市 土佐清水市 四万十市 幡多郡

第140条第3項の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
高知県安芸保健所	安芸市	室戸市 安芸市 安芸郡
高知県中央東保健所	香美市	南国市 香南市 香美市 長岡郡 土佐郡
高知県中央西保健所	高岡郡佐川町	土佐市 吾川郡 高岡郡のうち佐川町 越知町 日高村
高知県須崎保健所	須崎市	須崎市 高岡郡のうち中土佐町 椿原町 津野町 四 万十町
高知県幡多保健所	四万十市	宿毛市 土佐清水市 四万十市 幡多郡

第141条第1項第11号中「の育成及び指導監査」を削り、同項第43号を同項第45号とし、同号の前に次の1号を加える。

(44) 高知県安芸福祉保健所にあっては安芸市矢ノ丸一丁目4番36号の、高知県幡多福祉保健所にあっては四万十市中村山手通19番地の建物及びその敷地並びにこれらの附属施設の管理に関する事。

第141条第1項中第42号を削り、第41号を第43号とし、第40号を第42号とし、第39号を第41号とし、同項第38号中「指導」を「助言」に改め、同号を同項第40号とし、同項第34号から第37号までを2号ずつ繰り下げ、同項第33号中「結核その他の」を削り、同号を同項第35号とし、同項第20号から第32号までを2号ずつ繰り下げ、同項第19号を同項第21号とし、同号の前に次の1号を加える。

(20) 保健、医療及び福祉の人材育成に関する事。

第141条第1項中第18号を第19号とし、第12号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の前に次の1号を加える。

(12) 災害救急医療に関する事。

第141条第2項中「に限る」を「とする」に改め、同項第1号中「前項第1号から第41号まで」を「前項第1号から第43号まで」に改め、同項第2号中「第29条の4第1項」を「第29条の4」に、「第50条の4」を「第50条」に改め、同項第3項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

第142条第1項中「次の課」を「次に掲げる課及び室」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 地域支援室
- (2) 総務課
- (3) 保護課
- (4) 健康課
- (5) 障害課
- (6) 食品・衛生課
- (7) 環境課

第142条第2項中「次の課」を「次に掲げる課及び室」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 地域支援室
- (2) 総務課
- (3) 健康課
- (4) 障害課
- (5) 食品・衛生課
- (6) 環境課

第143条第6項を同條第7項とし、同條第5項第5号中「結核その他の」を削り、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 高知県中央東福祉保健所、高知県須崎福祉保健所及び高知県幡多福祉保健所にあっては、食品、水道等の検査及び臨床検査に関する事。

第143条第5項第15号を同項第14号とし、同項を同條第6項とし、同條第4項第2号中「心身障害児」を「障害児」に改め、同項を同條第5項とし、同條第3項第7号及び第9号中「指導」を「助言」に改め、同項を同條第4項とし、同條第2項に次の1号を加え、同項を同條第3項とする。

(3) ホームレスに関する事。

第143条第1項第9号中「課」を「課及び室」に改め、同項を同條第2項とし、同條に第1項として次の1項を加える。

地域支援室の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域保健福祉に関する情報の収集、整理及び活用並びに調査研究に関する事。
- (2) 保健、医療及び福祉の広域的な企画及び調整に関する事。
- (3) 地域保健福祉推進の所内統括に関する事。
- (4) 保健、医療及び福祉の人材育成に関する事。

第150条中「及び部」を削り、同條第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 保健科学課
- (3) 生活科学課

第151条第1項第3号中「部の所管」を「課の主管」に改め、同條第2項中「保健科学部」を「保健科学課」に改め、同項第7号及び第8号を次のように改める。

(7) 感染症発生動向調査に関する事。

(8) 細菌及びウイルスの遺伝子解析検査に関する事。

第151条第3項中「生活科学部」を「生活科学課」に改める。

第160条第1号及び第2号中「以下」を「第4号及び第162条において」に改める。

第162条第1項第3号中「所管」を「主管」に改める。

第174条の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
高知県立中央児童相談所	高知市	高知市 室戸市 安芸市 南国市 土佐市 須崎市 香南市 香美市 安芸郡 長岡郡 土佐郡 吾川郡 高岡郡
高知県立幡多児童相談所	四万十市	宿毛市 土佐清水市 四万十市

幡多郡

第176条中「班を」を「センター並びに班を」に改める。

第3章第3節を同章第4節とする。

第133条から第139条までを次のように改める。

(消防学校の設置)

第133条 消防組織法第51条第1項の規定により、高知県消防学校（以下「消防学校」という。）を吾川郡いの町に置く。

(所掌事務)

第134条 消防学校の所掌事務は、消防職員及び消防団員の職務遂行に必要な知識及び技術の教育訓練並びに消防職員及び消防団員以外の者に対する防災等に関する教育訓練に関する事務とする。

第135条から第139条まで 削除

第133条の前に次の節名を付する。

第3節 危機管理部に属する出先機関

第279条第1項中「出納長、理事（政策推進担当、危機管理担当、情報化戦略推進担当、観光担当、産業技術担当及び競馬担当並びに知事が指定した者に限る。）」を「部局連携官」に、「農林水産部森林局長、農林水産部海洋局長、土木部港湾空港局長、出納局長」を「会計管理者、会計管理局長」に、「企業局長、病院局長」を「公営企業局長」に、「監査委員事務局長」を「監査委員事務局長並びに知事が指定した者」に改め、同条第2項中「定めるもの」を「定める者」に改める。

第280条第2項中「企画振興部政策推進課長」を「政策企画部政策推進課長」に改める。

第281条中「企画振興部政策推進課」を「政策企画部政策推進課」に改める。

第285条第1項中「、理事（政策推進担当）」を削り、「総務部参事（危機管理担当）、企画振興部参事（情報化戦略推進担当）、商工労働部産業技術委員会事務局長、農林水産部森林局次長、農林水産部海洋局次長、土木部港湾空港局次長、出納局次長」を「会計管理局次長」に、「企業局次長」を「公営企業局次長」に改め、同条第2項中「定めるもの」を「定める者」に改める。

第286条第2項中「企画振興部政策推進課長」を「政策企画部政策推進課長」に改める。

第287条中「企画振興部政策推進課」を「政策企画部政策推進課」に改める。

第291条第1項中「総務部危機管理課長、企画振興部企画調整課長、企画振興部政策推進課長、企画振興部政策推進課企画監、企画振興部情報企画課長」を「政策企画部企画調整課長、政策企画部政策推進課長、危機管理部危機管理課長」に、「商工労働部観光振興課長、産業技術委員会事務局産業技術振興課長、農林水産部農政企画課長、森林局企画課長、海洋局企画課長」を「観光部観光振興課長、農業振興部農政企画課長、森林部森林企画課長、海洋部海洋企画課長、産業技術部産業技術振興課長」に、「港湾空港局港湾空港企画課長、出納局出納課長」を「会計管理局企画課長」に、「企業局企画課長及び病院局県立病院課長」を「及び公営企業局総務課長」に改め、同条第2項中「定めるもの」を「定める者」に改める。

第292条中「企画振興部政策推進課長」を「政策企画部政策推進課長」に改める。

第293条中「企画振興部政策推進課」を「政策企画部政策推進課」に改める。

第294条中「各機関相互間並びに」を「、各機関相互間及び」に、「特定事務」を「特定の行政事務」に改める。

第296条第2項中「プロジェクトチーム設置」を「プロジェクトチームの設置」に、「内容として設置要綱」を「設置要綱で」に改める。

第297条第1項中「総括者及び班員」を「リーダーその他スタッフ」に改め、同条第2項中「定

められた」を「、定められた」に、「専念する」を「従事する」に改め、同条第3項中「班員」を「スタッフ」に改める。

第298条第1項中「総括者」を「リーダー」に改め、同条第2項中「総括者」を「リーダー」に、「直ちに」を「、直ちに」に改め、同条第3項中「班員」を「スタッフ」に、「総括者」を「リーダー」に改め、同条第4項中「を援助する」を「に努める」に改める。

第299条中「課」を「課室」に改める。

第4章第6節の節名を削る。

第300条から第305条までを次のように改める。

第300条から第305条まで 削除

第306条中「第18条の規定に基づき」を「第5条の規定により」に改める。

第307条の見出し中「吏員のうちから命ずる」を「職員の」に改め、同条第1項中「吏員」を「職員（技能職員を除く。）」に、「理事」を「、部局連携官、理事」に改め、「委員長」を削り、「参事及び事務局長」を「情報化推進監、雇用対策監及び港湾振興監」に改め、同項の表本庁の項を次のように改める。

本庁	部局連携官	部局間の連携調整に当たるとともに、府議の構成員として県行政の重要施策の協議等に参画するほか、知事の特命事項に関する事務に従事する。
	理事	知事の特命事項に関する事務を統括し、当該事務に従事する職員を指揮監督するほか、知事が指定した者にあっては、府議の構成員として県行政の重要政策の協議等に参画する。
	部長	部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するほか、府議の構成員として県行政の重要政策の協議等に参画する。
	局長	局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するほか、府議の構成員として県行政の重要政策の協議等に参画する。
	副部長	部長を補佐し、担当する事務を掌理するとともに所属職員を指揮監督するほか、部局相互間の連絡調整に当たる。
	次長	局長を補佐し、担当する事務を掌理するとともに所属職員を指揮監督するほか、部局相互間の連絡調整に当たる。
	情報化推進監	部長を補佐し、情報政策及び統計調査に関する事務を掌理するとともに所属職員を指揮監督するほか、担当する事務に關し部局相互間の連絡調整に当たる。
	雇用対策監	部長を補佐し、雇用対策の推進に関する企画、調整等の事務を掌理するとともに所属職員を指揮監督するほか、担当する事務に關し部局相互間及び関係機関の連絡調整に当たる。
	港湾振興監	部長を補佐し、港湾の管理及び振興に関する事務を掌理するとともに所属職員を指揮監督するほか、担当する事務に關し部局相互間の連絡調整に当たる。

第307条第2項の表中

土木技術監	公共事業の実施に関する総合調整及び土木技術の管理等の総括事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
建設検査長	建設工事の検査の実施に関する企画調整並びに調査及び研究等の総括事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督す

	る。
医監	医療に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
地震対策調整監	南海地震対策に関する企画、調整等の事務を総括し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
排出権取引推進監	排出権取引の導入に関して、民間事業者等との協働による活動の企画調整に当たる。
参事（前項に掲げる担当を除く。）	特命の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
医監	医療に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
保健福祉推進監	地域の保健福祉の推進に関する事務を掌理し、本庁各課室及び福祉保健所の連携調整に当たるほか、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
排出権取引推進監	排出権取引の導入に関して、民間事業者等との協働による活動の企画調整に当たる。
環境農業推進監	環境保全型農業の推進に関する事務を総括し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
建設検査長	建設工事の検査の実施に関する企画調整並びに調査及び研究等の総括事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
土木技術監	公共事業の実施に関する総合調整及び土木技術の管理等の総括事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
参事	特命の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

改め、

「研究開発推進スタッフ	研究開発に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。」
「学院長	学院の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」
「グループ長	グループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」
「科長	科の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」
「総括主任研究員	担任の試験研究に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
「主任企画員	高度な行政課題等の企画立案及び総合調整事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。

び

「企画調整監	担任する施策等の企画及び総合調整事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。」
--------	---

を

削り、

「総括林業普及指導員	林業技術の普及に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。」
「調整主任	特定の事業の企画調整及び調査に関する事務又は技術に従事する。」
「危機管理指導監	危機管理に関する企画及び指導の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。」
「消防防災指導監	消防及び防災対策に関する企画及び指導の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。」
「情報技術専門監	情報通信技術に関する企画及び指導の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。」
「情報技術専門監	情報通信技術に関する企画及び指導の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。」
「危機管理指導監	危機管理に関する企画及び指導の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。」
「消防防災指導監	消防及び防災対策に関する企画及び指導の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。」
「医薬安全推進監	医療機関及び薬局の安全推進に関する指導の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。」
「プロジェクトマネージャー	担任のプロジェクトを掌理し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。」
「交通安全推進監	交通安全の推進に関し、特に高度の専門的事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督するほか、特命の事務に従事する。」
「研修主任	職員の研修に関する特に高度の専門的事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。」
「交通安全推進監	交通安全の推進に関し、特に高度の専門的事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督するほか、特命の事務に従事する。」
「プロジェクトマネージャー	担任のプロジェクトを掌理し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。」

改め、

「主任林業普及指導員	高度の林業技術の普及に関する専門的技術に従事する。」
「企画員	企画調整に関する事務又は技術に従事する。」

を

に、

を

に、

を

に

及

研究開発推進スタッフ	研究開発に関する事務又は技術に従事する。
------------	----------------------

」を

削る。

第309条第1項の表を次のように改める。

組織	左の組織に置く職員
部	部長 副部長 情報化推進監（政策企画部に限る。） 雇用対策監（商工労働部に限る。） 港湾振興監（土木部に限る。） 医監（健康福祉部に限る。） 保健福祉推進監（保健福祉部に限る。） 排出権取引推進監（文化環境部に限る。） 環境農業推進監（農業振興部に限る。） 建設検査長（土木部に限る。） 土木技術監（土木部に限る。）
局	局長 次長
課	課長 課長補佐 チーフ（必要と認める課に限る。）
室	室長 室長補佐（課の内部組織である室を除き、かつ、必要と認める室に限る。） チーフ（必要と認める室に限る。）
班	班長
係	係長
隊	隊長
チーム	チーム長
職員厚生課	職員健康推進監
税務課	税務調査監
地域づくり支援課	地域支援企画員
情報政策課	情報技術専門監
危機管理課	危機管理指導監
地震・防災課	消防防災指導監
県民生活課	交通安全推進監
農業農村支援課	小作主事
環境農業推進課	専門技術員
園芸流通課	プロジェクトマネージャー
林業改革課	林業普及指導員
漁業管理課	漁業監督吏員 船長

機関長	一等航海士
	一等機関士
建設検査課	土木技査
建築指導課	建築主事
会計指導課	総括会計検査員 会計専門員

第309条第2項中「副参事」を「理事、参事、副参事、企画監」に改める。

第310条第1項の表中

学院	学院長
----	-----

及び

科	科長
---	----

を削り、同条第2項の表を次のように改める。

出先機関	左の出先機関に置く職員
県税事務所	次長
東京事務所	次長
消防学校	副校長
福祉保健所	保健監 次長 社会福祉主事
保健所	次長
衛生研究所	次長 技術次長
総合看護専門学校	副校長 事務長
幡多看護専門学校	副校長 事務長
精神保健福祉センター	所長
療育福祉センター	センター長 副センター長 事務局長 看護長
身体障害者リハビリテーションセンター	所長 次長
希望が丘学園	次長
高知県立中央児童相談所	次長 医務主任 児童相談連携支援センター所長 児童福祉司
高知県立幡多児童相談	児童福祉司

所	
環境研究センター	所長 次長
消費生活センター	所長 次長
女性相談所	次長
大阪事務所	次長
高知県立高知高等技術学校	副校長
高知県立中村高等技術学校	副校長
高知県安芸農業振興センター 高知県中央東農業振興センター	所長 次長 技術次長 事業調整主任 専門普及指導員 普及指導員
高知県中央西農業振興センター 高知県須崎農業振興センター 高知県幡多農業振興センター	所長 次長 技術次長 専門普及指導員 普及指導員
農業大学校	副校長 事務長
環境保全型畑作振興センター	所長
家畜保健衛生所	次長
林業事務所	次長 間伐推進チーム長 林業普及指導員
栽培漁業センター	所長
漁業指導所	水産業普及指導員
工業技術センター	所長 次長 技術次長
紙産業技術センター	所長 次長 技術次長
農業技術センター	所長 次長 技術次長
畜産試験場	次長

	技術次長 研究企画員
森林技術センター	所長 次長 技術次長 研究企画員
内水面漁業センター	所長
水産試験場	次長 技術次長 研究企画員
高知県安芸土木事務所 高知県中央東土木事務所 高知県高知土木事務所 高知県中央西土木事務所 高知県須崎土木事務所 高知県幡多土木事務所	次長 技術次長 会計専門員 地域調整主任
高知県安芸土木事務所 室戸事務所 高知県中央東土木事務所本山事務所 高知県中央西土木事務所越知事務所 高知県須崎土木事務所四万十町事務所 高知県幡多土木事務所宿毛事務所 高知県幡多土木事務所土佐清水事務所	技術次長
高知県高知土木事務所 高知港事務所	次長
高知駅周辺都市整備事務所	次長 技術次長

第310条第3項中「専門企画員、チーフ」を「チーフ、調整主任」に改める。

第311条の表を次のように改める。

職名	充てる職
福祉指導課の職員	高齢者福祉課チーフ（介護事業者担当） 障害福祉課チーフ（地域生活支援担当） 障害福祉課チーフ（施設支援担当） こども課チーフ（児童福祉担当） 教育委員会事務局幼保支援課チーフ（運営支援担当）
用地対策課副参事	河川課長

県税事務所の税務調査監	税務課税務調査監
県税事務所（右欄の職員が属する県税事務所を除く。）の職員	税務課及び他の県税事務所の職員のうちから県税事務所長が命じた者
保健所の所長	福祉保健所の保健監
保健所の各職（所長を除く。）	保健所の名称に冠された字句を冠する福祉保健所の同一の職名の職（保護課の業務に専ら従事する職員を除く。）
幡多看護専門学校長	高知県立幡多けんみん病院長
精神保健福祉センター次長	衛生研究所次長
療育福祉センター副参考事	高知県立幡多児童相談所長
療育福祉センターの職員	高知県立幡多児童相談所の職員
身体障害者リハビリテーションセンターの職員	療育福祉センターの常勤の整形外科の医師
高知県立中央児童相談所副参考事	療育福祉センターのセンター長、副センター長及び事務局長
高知県立中央児童相談所の職員	療育福祉センターの相談育成部長及び相談担当職員
消費生活センターの職員	危機管理課チーフ（産業保安担当） 医療薬務課チーフ（薬事指導担当） 食品・衛生課チーフ（食品保健担当） 環境農業推進課チーフ（安全管理担当） 住宅課チーフ（総務宅建担当） 計量検定所の職員
交通事故相談所長	県民生活課長
交通事故相談所の職員	県民生活課の職員のうちから交通事故相談所長が命じた者
大阪事務所プロジェクトマネージャー	園芸流通課プロジェクトマネージャー
計量検定所次長	工業技術センター次長
病害虫防除所の職員	農業技術センター次長
栽培漁業センターの職員	水産試験場の次長及び事務職員

第312条第1項中「同表」を「、同表」に改め、同項の表中

教授	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
助教授	教授の職務を助ける。
助手	教授及び助教授の職務を助ける。
講師	教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

教授	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
准教授	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
講師	教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
助教	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
助手	所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

」に改め、同条第2項中「第307条」を「、第307条第2項」に改める。

第315条中「所管課は」を「所管課等は」に改め、同条の表中「所管課」を「所管課等」に改め、同表高知県特別職報酬等審議会の項中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改め、同表高知県職員倫理審査会の項中「人事企画課」を「人事課」に改め、同表高知県職員委員会の項中「第25条第2項」を「第9条第2項」に改め、「、出納長」及び「並びに出納長の分限に関する事務」を削り、「人事企画課」を「人事課」に改め、同表中

高知県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第37条第2項、第3項及び第182条第3項の規定により、知事の諮問に応じて、「国民の保護に関する計画」等国民の保護のための措置（緊急対処保護措置を含む。）に関する重要事項を審議し、知事に意見を述べることに関する事務	危機管理課
高知県防災会議	災害対策基本法第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	消防防災課
高知県私立学校審議会	(1) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第5条第1項の規定による私立学校の設置、廃止等の認可及び私立学校の閉鎖命令並びに同法第31条第1項の規定による学校法人の寄附行為の認可に関する事務 (2) 同法第9条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項について知事に建議する事務	私学・大学支援課

高知県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）第8条第1項の規定による私立学校の設置、廃止等の認可及び私立学	私学・大学支援課
------------	--	----------

	校の閉鎖命令並びに同法第31条第1項の規定による学校法人の寄附行為の認可に係る知事への意見の具申並びに同法第9条第2項の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項についての知事への建議に関する事務	
に、「」		
高知県人権尊重の社会づくり協議会	高知県人権尊重の社会づくり条例（平成10年高知県条例第2号）第6条第1項の規定による人権施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議することに関する事務	人権課
を「」		
高知県人権尊重の社会づくり協議会	高知県人権尊重の社会づくり条例（平成10年高知県条例第2号）第6条第1項の規定による人権施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議することに関する事務	人権課
高知県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第37条第2項及び第3項並びに第182条第3項の規定により、知事の諮問に応じて、「国民の保護に関する計画」等国民の保護のための措置（緊急対処保護措置を含む。）に関する重要事項を審議し、知事に意見を述べることに関する事務	危機管理課
高知県防災会議	災害対策基本法第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	地震・防災課
に、「」		
高知県介護保険審査会	介護保険法第183条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（財政安定化基金拠出金、納付金及び同法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	高齢者福祉課
結核の診査に関する協議会	結核予防法第48条第1項の規定による従業禁止命令及び入所命令並びに結核患者の医療費の申請の審議に関する事務	健康づくり課
感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第1項及び第2項の規定による同法第20条第1項の規定による勧告及び同法第4項の規定による	健康づくり課

	入院の期間の延長に関する必要な事項を審議することに関する事務	
高知県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による同法第38条の3第2項及び第38条の5第2項の規定による審査に関する事務	精神保健福祉センター
を「」		
高知県がん対策推進協議会	高知県がん対策推進条例（平成19年高知県条例第3号）第11条第1項の規定による同条例第2条に規定する高知県がん対策推進計画の策定及び変更に関する事務	健康づくり課
感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第1項及び第2項の規定による同法第18条第1項の規定による通知、同法第20条第1項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による勧告及び同法第20条第4項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長並びに同法第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に際し必要な事項を審議すること並びに同法第18条第6項及び同法第19条第7項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による報告に関する知事への意見の具申に関する事務	健康づくり課
高知県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による同法第38条の3第2項及び第38条の5第2項の規定による審査に関する事務	精神保健福祉センター
高知県介護保険審査会	介護保険法第183条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（財政安定化基金拠出金、納付金及び同法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	高齢者福祉課
に、「」		
高知県保育士試験委員	児童福祉法の規定による保育士試験の合格の決定その他保育士試験に関する事務	教育委員会事務局幼保支援課
を「」		
高知県保育士試験委員	児童福祉法の規定による保育士試験の合格の決定その他保育士試験に関する事務	教育委員会事務局幼保支援課
高知県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。）又は保険料その他	国保指導課

同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する 処分に対する不服の審査に関する事務

に改め、

高知県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	国保指導課
--------------	--	-------

を削り、同表高知県中小企業調停審議会の項、小売商業紛争調停員の項及び高知県大規模小売店舗立地審議会の項中「経営流通課」を「経営支援課」に改め、同表高知県農業共済保険審査会の項中「団体指導課」を「協同組合指導課」に改め、同表高知県国土利用計画審議会の項及び高知県土地利用審査会の項中「土地対策課」を「用地対策課」に改め、同表高知県土地取用事業認定審議会の項中「用地管理課」を「用地対策課」に改め、同表高知県水防協議会の項中「河川防災課」を「河川課」に改め、同表高知県宅地建物取引業審議会の項中「住宅企画課」を「住宅課」に改め、同表高知県営住宅入居者選考委員会の項中「公営住宅課」を「住宅課」に改め、同表高知県地方港湾審議会の項中「港湾法」を「港湾法（昭和25年法律第218号）」に改める。

附 則

- (施行期日)
 1 この規則は、公布の日から施行する。
 (経過措置)
 2 平成19年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

総務部政策法制課	総務部法務課
総務部広報課	総務部県政情報課
総務部人事企画課	総務部人事課
総務部危機管理課	危機管理部危機管理課
総務部消防防災課	危機管理部消防政策課
企画振興部企画調整課	政策企画部企画調整課
企画振興部資源・エネルギー推進課	
企画振興部分権・連携推進室	政策企画部地方分権推進課
企画振興部私学・大学支援課	政策企画部私学・大学支援課
企画振興部市町村振興課	政策企画部市町村振興課
企画振興部市町村合併支援室	政策企画部市町村合併支援室
企画振興部地域づくり支援課	政策企画部地域づくり支援課
企画振興部鳥獣対策室	政策企画部鳥獣対策室
企画振興部交通政策課	政策企画部交通政策課
企画振興部人権課	政策企画部人権課
企画振興部政策推進課	政策企画部政策推進課
企画振興部情報企画課	政策企画部情報政策課
企画振興部情報推進課	

企画振興部情報基盤課	
企画振興部統計課	政策企画部統計課
文化環境部廃棄物対策課	文化環境部廃棄物処理推進課
文化環境部エコプロジェクト推進課	
商工労働部金融課	商工労働部経営支援課
商工労働部経営流通課	
商工労働部観光振興課	観光部観光振興課
商工労働部華フェスタ準備室	観光部花・人・土佐でいい博推進課
商工労働部産業技術委員会事務局産業技術振興課	産業技術部産業技術振興課
農林水産部農政企画課	農業振興部農政企画課
農林水産部農山村振興課	農業振興部農業農村支援課
農林水産部担い手支援課	
農林水産部団体指導課	農業振興部協同組合指導課
農林水産部農業技術課	農業振興部環境農業推進課
農林水産部環境農業課	
農林水産部園芸流通課	農業振興部園芸流通課
農林水産部地産地消課	農業振興部地産地消課
農林水産部畜産課	農業振興部畜産振興課
農林水産部耕地課	農業振興部農業基盤課
農林水産部競馬対策室	農業振興部競馬対策室
農林水産部森林局森林企画課	森林部森林企画課
農林水産部森林局森づくり推進課	森林部森づくり推進課
農林水産部森林局木の文化推進室	森林部木の文化推進室
農林水産部森林局林業振興課	森林部木材産業課
農林水産部森林局森林整備課	森林部治山林道課
農林水産部森林局間伐推進対策室	森林部林業改革課
農林水産部海洋局海洋企画課	海洋部海洋企画課
農林水産部海洋局水産経営指導課	海洋部漁業経営課
農林水産部海洋局漁業管理課	海洋部漁業管理課
農林水産部海洋局水産振興課	海洋部水産振興課
農林水産部海洋局漁港課	海洋部漁港課
土木部土木総務課	土木部建設管理課
土木部土地対策課	土木部用地対策課
土木部用地管理課	
土木部河川防災課	土木部河川課
土木部砂防課	土木部防災砂防課
土木部下水道課	土木部公園下水道課
土木部住宅企画課	土木部住宅課
土木部公営住宅課	
土木部港湾空港局港湾空港企画課	土木部港湾振興課
土木部港湾空港局港湾空港振興課	

土木部港湾空港局港湾課	土木部港湾課
土木部港湾空港局海岸課	土木部海岸課
出納局出納課	会計管理局会計企画課
出納局会計課	会計管理局会計指導課
農業技術センター山間試験部	農業技術センター山間試験室
幡多農業振興センター農業改良普及課土佐清水支所	幡多農業振興センター
東部家畜保健衛生所	中央家畜保健衛生所田野支所
東部家畜保健衛生所香長支所	中央家畜保健衛生所香長支所
高南家畜保健衛生所	西部家畜保健衛生所高南支所
高南家畜保健衛生所構原支所	西部家畜保健衛生所構原支所
幡多家畜保健衛生所	西部家畜保健衛生所
幡多土木事務所坂本ダム管理事務所	幡多土木事務所宿毛事務所

3 平成19年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる職に補せられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に勤務を命ぜられている所属（前項の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者にあっては、同表の右欄に掲げる所属）において次の表の右欄に掲げる職に補せられたものとする。

主任企画員	課長補佐
企画員	主幹

(高知県個人情報保護制度委員会規則の一部改正)

4 高知県個人情報保護制度委員会規則（平成13年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「企画振興部市町村振興課」を「政策企画部市町村振興課」に改める。

(高知県県民室設置運営規則の一部改正)

5 高知県県民室設置運営規則（平成15年高知県規則第95号）の一部を次のように改正する。

第5条中「午後5時15分」を「午後5時30分」に改める。

第14条中「企画振興部統計課長」を「政策企画部統計課長」に改める。

(高知県損害賠償等審査会規則の一部改正)

6 高知県損害賠償等審査会規則（昭和45年高知県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部政策法制課長」を「総務部法務課長」に、「教育委員会事務局教育政策課長」を「教育委員会事務局総務福利課長」に改める。

第8条第2項中「総務部政策法制課チーフ（訴訟担当）」を「総務部法務課チーフ（訴訟担当）」に、「管財課財産管理班長」を「管財課チーフ（財産管理担当）」に改める。

(知事等の期末手当に関する規則の一部改正)

7 知事等の期末手当に関する規則（昭和47年高知県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「企業局長」を「公営企業局長」に改める。

(次世代育成支援対策推進法第19条第1項に規定する特定事業主等を定める規則の一部改正)

8 次世代育成支援対策推進法第19条第1項に規定する特定事業主等を定める規則（平成17年高知県規則第26号）の一部を次のように改正する。

本則の表知事の項中

「 知事が任命する職員（次欄に
掲げる職員を除く。）

病院事業の管理者の権限を行
う知事が任命する職員

を

「 知事が任命する職員

に改め、同表中「企業局長」を「公営企業局長」に改める。

(高知県職員被服貸与規則の一部改正)

9 高知県職員被服貸与規則（昭和45年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。
別表4の項を次のように改める。

4	(1)	操縦士	制服(夏)	1	4
			制服(冬)	1	4
			制帽(夏・冬)	1	4
			航空靴	1	2
			防寒着	1	3
			飛行服(夏)	1	2
			飛行服(冬)	1	2
			雨ガッパ	1	4
			作業靴	1	4
	(2)	整備士	制服(夏)	1	4
			制服(冬)	1	4
			制帽(夏・冬)	1	4
			作業服(夏)	2	2
			作業服(冬)	2	2
			整備靴	1	2
			防塵眼鏡	1	2
			防寒着	1	3
			雨ガッパ	1	4
	(3)	消防隊員	制帽(夏・冬)	1	4
			救助服(バンド付き)(夏)	2	2
			救助服(バンド付き)(冬)	2	2
			安全靴	1	2
			防塵眼鏡	1	2
			防寒着	1	2
			雨ガッパ	1	4
			作業靴	1	4

別表21の項中「中村高等技術学校及び」を削り、同表28の項中「林業振興課、森林整備課」を「林業改革課」に、「及び間伐推進対策室」を「木材産業課及び治山林道課」に改め、同表30の項中「及び地域林業支援センター」を削り、同表35の項中「用地管理課」を「用地対策課」に改め、同表39の項中「消費生活センター、」を削り、「工業技術センター食品開発部」を「工業

技術センター食品開発課」に、「環境農業課」を「環境農業推進課」に、「(山間試験部)」を「(山間試験室)」に、「農業技術センター山間試験部」を「農業技術センター山間試験室」に、「(食品開発部)」を「(食品開発課)」に改め、同表40の項中「農業技術センター山間試験部」を「農業技術センター山間試験室」に改め、同表中42の項を削り、43の項を42の項とし、44の項を削り、45の項を43の項とする。

(高知県予算規則の一部改正)

10 高知県予算規則(昭和39年高知県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「並びに高知県部設置条例」を「及び高知県部設置条例」に改め、「(高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)に規定する局の長及び理事(危機管理担当、政策推進担当、情報化戦略推進担当、観光担当、産業技術担当及び競馬担当に限る。)を含む。)」を削り、同条第2号中「室課」を「課室」に、「高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)」に改める。

第11条第1項、第14条第1項及び第18条第1項中「室課」を「課室」に改める。

別記第9号様式及び別記第10号様式中「室課」を「課室」に改める。

別記第12号様式中「主管課名」を「主管課室名」に改める。

(高知県財産規則の一部改正)

11 高知県財産規則(昭和39年高知県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「規定する部」を「規定する部及び高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)」第8条に規定する会計管理局」に改める。

第6条第1項第1号中「部の」を「高知県部設置条例に規定する部の」に改める。

第32条第1項中「企業局若しくは病院局」を「若しくは公営企業局」に、「協議のうえ」を「協議の上」に改める。

第35条中「企業局若しくは病院局」を「若しくは公営企業局」に、「場合にこれを」を「場合について」に改める。

第65条中「出納局長」を「会計管理局長」に改める。

第66条第1項第1号中「部の」を「高知県部設置条例に規定する部又は高知県行政組織規則第8条に規定する会計管理局の」に、「当該部長」を「当該部長又は会計管理局長」に改める。

第70条中「出納局長」を「会計管理局長」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第71条第1項、第72条第4項及び第75条中「出納局長」を「会計管理局長」に改める。

第84条第1項中「企業局若しくは病院局」を「若しくは公営企業局」に、「除く。」にこれを「除く。」についてに改め、同条第2項中「出納局長」を「会計管理局長」に改める。

第99条第1項、第100条及び第106条中「出納局長」を「会計管理局長」に改める。

第116条第4号中「出納長」を「会計管理者」に、「資金前渡職員」を「資金前渡職員」に改める。

第125条第1項中「吏員」を「職員」に改める。

第159条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第174条中「総務部長」を「総務部長若しくは会計管理局長」に、「課」を「室課」に改める。

別記第1号様式の1から別記第1号様式の3までの規定中「主管課」を「主管室課」に改める。

別記第1号様式の4及び別記第1号様式の5中「主管課」を「主管室課」に、「延床面積」を「延べ床面積」に改める。

別記第1号様式の6から別記第1号様式の17までの規定中「主管課」を「主管室課」に改める。

別記第10号様式中

出納課長	課長補佐	班長
------	------	----

を

課長	課長補佐	チーフ
----	------	-----

に改める。

別記第16号様式中

班(係)長	チーフ
-------	-----

る」を「発生させ、消滅させ、又は異動させる」に、「事務担当班(係)名」を「担当室課名」に改める。

別記第31号様式中

出納長	会計管理者
-----	-------

別記第33号様式の1から別記第33号様式の3までの規定中「主管課」を「主管室課」に改める。

別記第33号様式の4中「主管課」を「主管室課」に、「延床面積」を「延べ床面積」に改める。

別記第33号様式の5から別記第33号様式の9までの規定中「主管課」を「主管室課」に改める。

(高知県庁内防火管理規則の一部改正)

12 高知県庁内防火管理規則(昭和39年高知県規則第101号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「管財課長」を「総務部管財課長(第11条第2項において「管財課長」という。)」に改め、同条第3項中「管財課長補佐」を「総務部管財課長補佐(第11条第4項において「管財課長補佐」という。)」に改め、同条第4項中「管財課の庁舎管理班長」を「総務部管財課チーフ(庁舎整備担当)(第11条第4項において「管財課チーフ(庁舎整備担当)」といふ。)」に改める。

第11条第2項中「以下」を「以下の条において」に改め、同条第4項中「管財課の課長補佐及び庁舎管理班長」を「管財課長補佐及び管財課チーフ(庁舎整備担当)」に改め、同条第5項中「行なう」を「行う」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

1 火気取締責任者

府内の区域	当該区域の火気取締責任者
各室課	庶務を担当する室課長補佐又は室課長が指名する者
議事堂	議会事務局総務課長補佐
知事室、副知事室、第一応接室、第二応接	総務部秘書課長補佐

室、第三応接室、第四応接室、特別職知事秘書室及び知事前室	
各部局長室及び各副部長次長室	主管室課の庶務を担当する室課長補佐又は室課長が指名する者
理事室	当該理事の特命事項に関する事務を分掌する室課長補佐又は室課長が指名する者
各記者室、県民室、外部監査人室、休養室、書庫及び倉庫	主管室課の庶務を担当する室課長補佐又は室課長が指名する者
監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局	各事務局次長
収用委員会事務局	収用委員会事務局長が指名する者
教育委員室、教育長室及び教育次長室	教育委員会事務局教育政策課長補佐
選挙管理委員会事務局	政策企画部市町村振興課長補佐
公営企業局	公営企業局総務課長補佐及び県立病院課長補佐
構内、正庁、各会議室、各給湯室、車庫、厚生棟、浴室、機械室、電気室、電話室、四国銀行県庁支店、高知銀行県庁支店、高知県庁郵便局、高知県消費生活協同組合の事務室、売店及び倉庫、庁内食堂、高知県職員労働組合の事務室及び会議室その他の火気取締責任者の責任に属さない場所	総務部管財課長補佐

2 檢査員及び責任区分

検査員	責任区分
総務部管財課（以下「管財課」という。）の府舎整備担当の職員	建築物 建築物の防火的な位置、構造、使用状況、防火扉、シャッター等の管理及び検査
土木部建築課（以下「建築課」という。）の職員のうちから土木部建築課長（以下「建築課長」という。）が指名する者	火気使用設備 炊事器具、浴室、暖房器等の火気使用箇所の管理及び検査
管財課の府舎整備担当の職員	電気設備 電気機器、配線、避雷針等の火災予防管理及び検査
管財課の府舎整備担当の職員 建築課の職員のうちから建築課長が指名する者	機械設備 機械設備の過熱防止、じんあいの除去等火災の危険除去のための管理及び検査
建築課の職員のうちから建築課長が指名する者 管財課の府舎整備担当の職員	危険物等 危険物及び可燃物の安全管理及び検査
管財課の府舎整備担当の職員及び危険物取扱主任 危機管理部消防政策課チーフ（消防担当）（以下「消防政策課チーフ（消防担当）」という。）	

管財課の府舎整備担当の職員 建築課の職員のうちから建築課長が指名する者	消防設備 自衛消防ポンプ、消火栓、携帯消火器、送水ポンプ及び地下の防火水槽の機能保全のための管理及び検査 警報設備 自動火災警報装置、手動火災報知機等の機能保全のための整備及び検査
管財課の府舎整備担当の職員 建築課の職員のうちから建築課長が指名する者 消防政策課チーフ（消防担当）	
管財課の府舎整備担当の職員 建築課の職員のうちから建築課長が指名する者 消防政策課チーフ（消防担当）	避難設備 避難階段、救助袋、ハシゴ等の機能保全並びに消防活動の妨げとなる障害物及び避難通路上の障害物の除去等のための検査及び整備

(高知県府舎管理規則の一部改正)

- 13 高知県府舎管理規則（平成5年高知県規則第29号）の一部を次のように改正する。
別表第1中「第3条第2号」を「第3条第2号に規定する出先機関」に、「規定する出先機関」を「規定する事務局に属する事務所」に、「高知県農業技術センター山間試験部の」を「高知県農業技術センター山間試験室の」に、「高知県農業技術センター山間試験部長」を「高知県農業技術センター山間試験室長」に、「ダム管理事務所長」を「当該ダム管理事務所長」に改める。

(私立学校法等施行細則の一部改正)

- 14 私立学校法等施行細則（昭和51年高知県規則第59号）の一部を次のように改正する。
第7条中「企画振興部私学・大学支援課」を「政策企画部私学・大学支援課」に改める。
(高知県住民基本台帳法施行細則の一部改正)

- 15 高知県住民基本台帳法施行細則（平成14年高知県規則第78号）の一部を次のように改正する。
第3条第5項中「企画振興部市町村振興課」を「政策企画部市町村振興課」に改める。
(高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則の一部改正)

- 16 高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則（平成10年高知県規則第63号）の一部を次のように改正する。
第8条中「企画振興部人権課」を「政策企画部人権課」に改める。
(高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部改正)

- 17 高知県防災行政無線電話施設管理規則（昭和52年高知県規則第52号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「高知県理事（危機管理担当）」を「高知県危機管理部長」に改める。
第4条第2項第1号中「高知県総務部消防防災課長」を「高知県危機管理部危機管理課長」に改め、同項第3号中「助役」を「副市町村長」に改める。
別表県出先局の項中「宿毛市（高知県幡多土木事務所坂本ダム管理事務所）」を「宿毛市（坂本ダム）」に改め、同表陸上移動局の地区移動局の項中「高知市（高知県企業局総合制御所）」を「高知市（高知県公営企業局総合制御所）」に改め、同表陸上移動局の全県移動局の項中「高知市（高知県総務部消防防災課）」を「高知市（高知県危機管理部危機管理課）」に、「高知市（高知県土木部河川防災課）」を「高知市（高知県土木部河川課）」に、「高知市（高知県農林水産部耕地課）」を「高知市（高知県農業振興部農業基盤課）」に、「高知市（高知県農林水産部森林局森づくり推進課）」を「高知市（高知県森林部森づくり推進課）」に、「高知市（高知県総務部消防防災課消防防災航空隊）」を「高知市（高知県危機管理部消防政策課消防防災航空隊）」に、「宿毛市（高知県幡多土木事務所坂本ダム管理事務所）」を「宿毛市（高知県幡多土

木事務所宿毛事務所)」に改め、同表陸上移動局の防災相互無線局の項中「高知市(高知県総務部消防防災課)」を「高知市(高知県危機管理部危機管理課)」に改める。

(貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正)

18 貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和58年高知県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第3条中「高知県商工労働部金融課」を「高知県商工労働部経営支援課」に、「金融課」を「経営支援課」に改める。

第4条第1項中「午後5時15分」を「午後5時30分」に改める。

第7条中「金融課」を「経営支援課」に改める。

(高知県漁業専門委員設置規則の一部改正)

19 高知県漁業専門委員設置規則(昭和40年高知県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条中「農林水産部海洋局海洋企画課」を「海洋部海洋企画課」に改める。

(高知県漁船法施行細則の一部改正)

20 高知県漁船法施行細則(昭和48年高知県規則第47号)の一部を次のように改正する。

別記第8号様式中

「高知県農林水産部海洋局漁業管理課長」

を

「高知県海洋部漁業管理課長」

に改める。

(高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

21 高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則(平成15年高知県規則第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「農林水産部海洋局海洋漁政課内」を「高知県海洋部漁業管理課内」に改め、同条第2項中「午後5時15分」を「午後5時30分」に改める。

(河川法施行細則の一部改正)

22 河川法施行細則(昭和40年高知県規則第25号の2)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「土木部河川防災課、所管の土木事務所、」を「土木部河川課、所管の土木事務所及び」に改め、「及び幡多土木事務所坂本ダム管理事務所」を削り、同条第2号中「土木部河川防災課」を「土木部河川課」に改める。

(永瀬ダム操作規則の一部改正)

23 永瀬ダム操作規則(昭和41年高知県規則第87号)の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「(洪水警戒体制)」に改め、同条中「永瀬ダム管理事務所長」を「高知県中央東土木事務所永瀬ダム管理事務所長」に、「次の各号に」を「次の各号のいづれかに」に、「洪水警戒体制」を「、洪水警戒体制」に改め、同条第2号中「その他洪水」を「前号に掲げる場合のほか、洪水」に改める。

第17条の見出し中「洪水警戒体制時」を「洪水警戒体制時」に改め、同条中「洪水警戒体制」を「洪水警戒体制」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「高知県土木部河川管理課」を「高知県土木部河川課、高知県公営企業局」に改め、「、高知県企業局」を削り、同条第2号中「洪水総量、洪水継続時間」を「洪水総量、洪水継続時間」に改め、同条第3号中「洪水調節計画をたて、非洪水期間」を「洪水調節計画を立て、非洪水期間」に改め、同条第4号中「並びに整備」を「及び整備」に改める。

第28条第2項中「洪水期間」を「洪水期間」に、「洪水調節を」を「洪水調節」に、「洪水調節後」を「洪水調節後」に、「企業局総合制御所長」を「高知県公営企業局総合制御所長」

に改める。

第38条中「次の各号に」を「次に」に、「河川管理者(以下「知事」という。)」を「知事」に改め、同条第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

別表第1中「永瀬ダム管理事務所」を「高知県中央東土木事務所永瀬ダム管理事務所」に、「土木部河川管理課」を「高知県土木部河川課」に、「南国土木事務所」を「高知県中央東土木事務所」に、「高知県企業局」を「高知県公営企業局」に、「企業局総合制御所」を「高知県公営企業局総合制御所」に、「山田警察署」を「高知県香美警察署」に、「土佐山田町役場」を「香美市役所」に、「香北町役場」を「香美市役所香北支所」に、「物部村役場」を「香美市役所物部支所」に、「洪水警戒体制中」を「洪水警戒体制中」に改める。

(鏡ダム操作規則の一部改正)

24 鏡ダム操作規則(昭和42年高知県規則第12号)の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「高知県土木部河川防災課」を「高知県土木部河川課」に改める。

第37条中「次の各号に」を「次に」に、「河川管理者(以下「知事」という。)」を「知事」に改め、同条第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

別表第1中「鏡ダム管理事務所」を「高知県高知土木事務所鏡ダム管理事務所」に、「高知県土木部河川防災課」を「高知県土木部河川課」に、「高知県企業局」を「高知県公営企業局」に改める。

(下田川水門等操作規則の一部改正)

25 下田川水門等操作規則(昭和57年高知県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第4条中「高知土木事務所長」を「高知県高知土木事務所長」に改め、同条第3号中「もののほか」を「場合のほか」に改める。

第5条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「土木部河川防災課」を「高知県土木部河川課」に改める。

第10条中「土木部河川防災課」を「高知県土木部河川課」に改める。

(桐見ダム操作規則の一部改正)

26 桐見ダム操作規則(平成13年高知県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「土木部河川防災課」を「高知県土木部河川課」に改める。

(坂本ダム操作規則の一部改正)

27 坂本ダム操作規則(平成13年高知県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第10条中「高知県幡多土木事務所坂本ダム管理事務所長」を「高知県幡多土木事務所宿毛事務所長」に改める。

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

28 宅地建物取引業法施行細則(昭和40年高知県規則第87号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和32年法務省・建設省令第1号」を

「昭和32年法務省令第1号」に改める。

別記第3号様式中「高知県土木部住宅企画課」を「高知県土木部住宅課」に改める。

(高知県宅地建物取引業者名簿閲覧規則の一部改正)

29 高知県宅地建物取引業者名簿閲覧規則(昭和40年高知県規則第88号)の一部を次のように改正する。

第2条中「高知県土木部住宅企画課内」を「高知県土木部住宅課内」に改める。

(江の口川水門操作規則の一部改正)

30 江の口川水門操作規則(昭和49年高知県規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「高知土木事務所高知港事務所」を「高知県高知土木事務所高知港事務所」に、「土木部河川防災課及び土木部港湾空港局海岸課」を「高知県土木部河川課、防災砂防課及び海岸課」改める。

(浦戸湾水門等操作規則の一部改正)

31 浦戸湾水門等操作規則（昭和49年高知県規則第34号）の一部を次のように改正する。
第7条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「土木部河川防災課、土木部港湾空港局海岸課」を「高知県土木部河川課、防災砂防課及び海岸課」に改める。

(高知県契約規則の一部改正)

32 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「（高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する局の長を含む。）、理事（危機管理担当、政策推進担当、情報化戦略推進担当、観光担当、産業技術担当及び競馬担当に限る。）及び出納局長」を「及び高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）第8条に規定する会計管理局の長」に改める。

第3条中「出納局長」を「会計管理局長」に改める。

第4条中「出納局長」を「会計管理局長」に改め、同条ただし書中「出納課長」を「会計企画課長」に改める。

第13条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第15条中「以下」を削る。

第32条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第36条第2項、第45条第3項、第54条第2項及び第60条中「出納局長」を「会計管理局長」に改める。

第61条中「同条同項第4号」を「同項第4号」に改める。

(高知県旅費支給事務集中処理規則の一部改正)

33 高知県旅費支給事務集中処理規則（平成18年高知県規則第71号）の一部を次のように改正する。

第2条中「会計課」を「会計管理局会計指導課」に改める。

第4条中「会計課長」を「会計管理局会計指導課長（以下「会計指導課長」という。）」に改める。

第6条及び第7条中「会計課長」を「会計指導課長」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「企業局及び病院局」を「公営企業局」に改める。

(高知県用品等調達特別会計規則の一部改正)

34 高知県用品等調達特別会計規則（昭和32年高知県規則第22号）の一部を次のように改正する。
第2条第3号中「出納局出納課」を「会計管理局総務事務センター」に改める。

第3条中「出納局出納課長（以下「出納課長」を「会計管理局総務事務センター課長（以下「センター課長」）に改める。

第4条から第10条までの規定中「出納課長」を「センター課長」に改める。

第11条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第12条（見出しを含む。）中「出納課長」を「センター課長」に改める。

別記第1号様式注中「出納局出納課」を「会計管理局総務事務センター」に改める。

別記第4号様式中

「出納局出納課長」

を

「会計管理局総務事務センター課長」

に改める。

(高知県給与支給事務集中処理規則の一部改正)

35 高知県給与支給事務集中処理規則（昭和40年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「会計課」を「会計管理局総務事務センター」に改める。

第4条第1項中「室課長（」を「課室長（」に、「室課長を」を「課長を」に改め、同条第2項中「室課長」を「課室長」に改める。

第6条第1項中「会計課長が」を「会計管理局総務事務センター課長（以下「センター課長」という。）が」に、「室課長」を「課室長」に、「会計課長に」を「センター課長に」に改め、同条第2項中「室課長」を「課室長」に、「会計課長」を「センター課長」に改め、同条第3項中「会計課長」を「センター課長」に、「室課長」を「課室長」に、「他の室課」を「他の課室」に改め、同条第4項中「室課長」を「課室長」に改める。

第9条第1項中「会計課長」を「センター課長」に、「室課長」を「課室長」に改め、同条第2項中「室課長」を「課室長」に、「会計課長」を「センター課長」に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式中

「会計課長 様」

を

「総務事務センター課長 様」

に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「室課」を「課室」に改める。

訓 令

高知県訓令第18号

本 庁
各出先機関

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成19年4月1日(掲示済)

高知県知事 橋本 大二郎

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(高知県表彰審査会規程の一部改正)

第1条 高知県表彰審査会規程(昭和31年10月高知県訓令第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「理事(会長が指名する者に限る。)及び各局長」を削る。

第7条第2項中「総務企画課長」を「総務部総務企画課長」に改め、同条第3項中「総務企画課」を「総務部総務企画課」に改める。

(高知県法制審議会規程の一部改正)

第2条 高知県法制審議会規程(昭和36年12月高知県訓令第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 政策企画部長

第3条第2項中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 危機管理部長

第3条第2項第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 観光部長

(7) 農業振興部長

第3条第2項中第10号を第12号とし、第9号を削り、第8号を第11号とし、第7号の次に次の3号を加える。

(8) 森林部長

(9) 海洋部長

(10) 産業技術部長

第3条第3項中「及び各局の次長」を削る。

第4条第1項中「総務部政策法制課長」を「総務部法務課長」に、「財政課長及び企画振興部市町村振興課長」を「及び財政課長並びに政策企画部市町村振興課長」に改め、同条第2項中「総務部政策法制課長」を「総務部法務課長」に改める。

第5条第4項中「又は局長」及び「又は局の次長」を削る。

第7条中「総務部政策法制課」を「総務部法務課」に改める。

(高知県公文書規程の一部改正)

第3条 高知県公文書規程(昭和39年12月高知県訓令第64号)の一部を次のように改正する。

第5条中「県政情報課長」を「総務部県政情報課長(以下「県政情報課長」という。)」に改める。

第6条第2項中「総務班長又は総務班長と同等の職にある者(以下この条において「同等職の者」という。)(総務班長及び同等職の者)を「庶務を担当するチーフ(チーフ)に改め、同条第3項第2号中「同等職の者(総務班長及び同等職の者)を「総務班長と同等の職にある者(総務班長及び総務班長と同等の職にある者)に改める。

第17条第1項中「管財課」を「総務部管財課(第30条において「管財課」という。)」に改め、同項第2号中「秘書課」を「総務部秘書課」に改め、同項第3号中「秘書課長」を「総務部秘書課長(以下「秘書課長」という。)」に改め、同項第9号中「行政管理課長」を「総務部行政管理課長」に改め、同条第2項中「管財課長」を「総務部管財課長(以下「管財課長」という。)」に改める。

第25条第1項中「政策法制課」を「総務部法務課(以下「法務課」という。)」に改め、同条第2項及び第3項中「政策法制課」を「法務課」に改める。

第26条第2項中「政策法制課長」を「総務部法務課長(以下この条において「法務課長」という。)」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「政策法制課長」を「法務課長」に改める。

別表第3中「政策法制課」を「法務課」に、「出納長」を「会計管理者」に、「出納局」を「会計管理局」に、「除く」を「除く。」に改める。

(高知県処務規程の一部改正)

第4条 高知県処務規程(平成8年3月高知県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「行政管理課」を「総務部行政管理課」に改める。

第11条第1項中「人事企画課長」を「総務部人事課長」に改める。

第16条を削り、第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(高知県立高等技術学校における帳簿等の備付け)

第15条 高知県立高等技術学校には、次に掲げる帳簿等を備え付けるものとする。

(1) 学校日誌

(2) 訓練生出席簿

(3) 訓練生指導要録

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な帳簿等

第22条中「高知県環境研究センター所長」を「高知県環境研

究センター所長、高知県栽培漁業センター所長」に、「高知県水産試験場及び高知県栽培漁業センター所長」を「及び高知県水産試験場長」に改める。

第24条を削り、第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(高知県計量検定所長の報告義務)

第23条 高知県計量検定所長は、前年度の業務成績を毎年4月20日までに知事に報告しなければならない。

(高知県職員懲戒委員会規程の一部改正)

第5条 高知県職員懲戒委員会規程(昭和29年6月高知県訓令第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「各部長及び各局長」を「各部局長」に改める。

第5条第3項中「主管課長」を「主管課室長」に改める。

第6条第3項中「総務部人事企画課長」を「総務部人事課長」に改める。

第7条中「総務部人事企画課」を「総務部人事課」に改める。

(高知県職員服務考査規程の一部改正)

第6条 高知県職員服務考査規程(昭和31年11月高知県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務部人事企画課」を「総務部人事課」に改め、同条第2項中「事務吏員」を「職員」に改め、同条第3項中「総務部人事企画課」を「総務部人事課」に、「人事企画課長」を「総務部人事課長」に改める。

第9条中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に、「人事企画課長」を「総務部人事課長」に改める。

(高知県職員表彰規程の一部改正)

第7条 高知県職員表彰規程(昭和37年9月高知県訓令第46号)の一部を次のように改正する。

第7条中「主管部長、主管理事又は主管局長(出納局にあっては、出納長。以下この条において同じ。)」を「主管部局長」に、「当該主管部長、主管理事又は主管局長」を「当該主管部局長」に改める。

第8条第2項中「人事企画課長」を「総務部人事課長」に、「人事企画課の」を「総務部人事課の」に改める。

別記様式中

「別記」

を

「別記様式(第7条関係)」

に、

「職氏名」

を

「職・氏名」

に、「別調書」を「調書」に、「殿」を「様」に、「主管部

(局)長意見」を「主管部局長意見」に改める。 (高知県職員安全衛生管理規程の一部改正) 第8条 高知県職員安全衛生管理規程（昭和61年8月高知県訓令第12号）の一部を次のように改正する。 第2条第2号及び第3号中「農林水産部」を「農業振興部、森林部及び海洋部」に改め、同条第5号中「室」を「及び室」に、「除く」を「除く。以下この号において同じ」に、「農林水産部」を「農業振興部、森林部及び海洋部」に改める。 別表第5中「職員厚生課」を「総務部職員厚生課」に改める。 別記第3号様式中「、第15条、第16条」を削り、「年令」を「年齢」に改める。 (高知県電子署名規程の一部改正) 第9条 高知県電子署名規程（平成14年7月高知県訓令第20号）の一部を次のように改正する。 第5条中「」並びに出納局の課（」）を削る。 (高知県中山間総合対策本部設置規程の一部改正) 第10条 高知県中山間総合対策本部設置規程（平成7年4月高知県訓令第19号）の一部を次のように改正する。 第2条第3項中「企画振興部長及び農林水産部長」を「政策企画部長及び農業振興部長」に改め、同条第4項中「企画振興部副部長」を「政策企画部副部長」に、「農林水産部副部長、農林水産部森林局次長、農林水産部海洋局次長」を「農業振興部副部長、森林部副部長、海洋部副部長」に改める。 第5条第3項中「企画振興部地域づくり支援課長」を「政策企画部地域づくり支援課長」に、「農林水産部農政企画課長、農林水産部森林局企画課長、農林水産部海洋局企画課長」を「農業振興部農政企画課長、森林部企画課長、海洋部企画課長」に改める。 第7条第3項中「企画振興部地域づくり支援課長」を「政策企画部地域づくり支援課長」に、「企画振興部地域づくり支援課課長補佐」を「政策企画部地域づくり支援課長補佐」に改め、同条第4項中「企画振興部地域づくり支援課」を「政策企画部地域づくり支援課」に改める。 (高知県鳥獣保護員の服務等に関する規程の一部改正) 第11条 高知県鳥獣保護員の服務等に関する規程（昭和38年11月高知県訓令第47号）の一部を次のように改正する。 第3条中「企画振興部鳥獣対策室長」を「政策企画部鳥獣対策室長」に改める。 (高知県電子計算機運営規程の一部改正) 第12条 高知県電子計算機運営規程（平成6年4月高知県訓令第8号）の一部を次のように改正する。 第2条第4号中「情報企画課」を「政策企画部情報政策課」に改める。
--

第4条第1項中「情報企画課長」を「政策企画部情報政策課長（以下「情報政策課長」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「情報企画課長」を「情報政策課長」に改める。

第5条から第15条までの規定及び第17条中「情報企画課長」を「情報政策課長」に改める。

第20条及び第21条中「理事（情報化戦略推進担当）」を「政策企画部長」に改める。

(高知県基幹ネットワーク運営管理規程の一部改正)

第13条 高知県基幹ネットワーク運営管理規程（平成15年4月高知県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第17条中「理事（情報化戦略推進担当）」を「政策企画部長」に改める。

(高知県障害者施策推進本部設置規程の一部改正)

第14条 高知県障害者施策推進本部設置規程（昭和57年4月高知県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表本部員の項を次のように改める。

本部員	部局連携官 総務部長 政策企画部長 危機管理部長 健康福祉部長 文化環境部長 商工労働部長 観光部長 農業振興部長 森林部長 海洋部長 産業技術部長 土木部長 会計管理局長 教育長 警察本部長 公営企業局長
-----	---

別表幹事の項中「広報課長」を「県政情報課長」に、「人事企画課長」を「人事課長」に改め、「危機管理課長」及び「消防防災課長」を削り、

「政策推進課長
情報企画課長
情報推進課長」
を

「情報政策課長
危機管理課長
地震・防災課長

消防政策課長」

に、「

「福祉指導課長」

を

「福祉指導課長

国保指導課長」

に改め、「観光振興課長」を削り、「金融課長」を「経営支援課長」に、「産業技術振興課長」を「観光振興課長」に、「

「海洋企画課長」

を

「海洋企画課長

産業技術振興課長」

に、「

「住宅企画課長」

を

「公園下水道課長

住宅課長」

に改め、「港湾空港企画課長」を削り、「出納課長」を「会計企画課長」に改め、「教職員課長」及び「児童生徒支援課長」を削り、

「企業局

企画課長

病院局

県立病院課長」

を

「公営企業局

総務課長

県立病院課長」

に改める。

(高知県県民生活対策協議会設置規程の一部改正)

第15条 高知県県民生活対策協議会設置規程（昭和56年4月高知県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

総務部長 政策企画部長 健康福祉部長 商工労働部長 農業振興部長 森林部長 海洋部長 土木部長 公営企業局長
--

別表第2(第6条関係)

知事部局
県政情報課長
行政管理課長
管財課長
企画調整課長
市町村振興課長
交通政策課長
統計課長
危機管理課長
健康福祉企画課長
医療業務課長
食品・衛生課長
県民生活課長
商工振興課長
経営支援課長
観光振興課長
農政企画課長
環境農業推進課長
園芸流通課長
畜産振興課長
木材産業課長
海洋企画課長
水産振興課長
土木企画課長
道路課長
住宅課長
港湾課長
公営企業局
総務課長
県立病院課長
教育委員会事務局
教育政策課長
生涯学習課長
警察本部
会計課長
生活環境課長

(高知県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正)

第16条 高知県男女共同参画推進本部設置規程(昭和51年7月高知県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

文化環境部長
部局連携官
総務部長
政策企画部長
危機管理部長
健康福祉部長
商工労働部長
観光部長
農業振興部長
森林部長
海洋部長
産業技術部長
土木部長
会計管理局長
教育長
警察本部長
公営企業局長
監査委員事務局長

別表第2中「危機管理課長」を削り、「情報企画課長」を「危機管理課長」に改め、「産業技術振興課長」を削り、「海洋企画課長」

を

「海洋企画課長
産業技術振興課長」

に改め、「港湾空港企画課長」を削り、「出納課長」を「会計企画課長」に、

「企業局

企画課長

病院局

県立病院課長」

を

「公営企業局

総務課長」

に改める。

(高知県漁業協同組合合併促進本部設置規程の一部改正)

第17条 高知県漁業協同組合合併促進本部設置規程(昭和47年5月高知県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

海 洋 部

海洋部各出先機関

第4条第1項中「農林水産部海洋局長」を「海洋部長」に改め、同条第2項中「農林水産部海洋局次長」を「海洋部副部長」に改める。

第6条第3項中「水産経営指導課長」を「海洋部漁業経営課

長」に改め、同条第4項中「水産経営指導課漁協基盤強化班長」を「海洋部漁業経営課チーフ(県一漁協推進担当)」に改め、同条第5項中「水産経営指導課漁協基盤強化班」を「海洋部漁業経営課」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

部員	海洋部漁業経営課長 海洋部水産振興課長 海洋部漁港課長 海洋部漁業経営課長補佐 海洋部水産振興課長補佐 海洋部漁港課長補佐
幹事	海洋部漁業経営課チーフ(総務・金融担当) 海洋部漁業経営課チーフ(県一漁協推進担当) 海洋部漁業経営課チーフ(漁協検査指導担当) 海洋部漁業管理課チーフ(調整担当) 海洋部漁業管理課チーフ(保安漁船担当) 海洋部水産振興課チーフ(流通・扱い手担当) 海洋部水産振興課チーフ(資源内水面担当) 海洋部水産振興課チーフ(施設整備担当) 海洋部漁港課チーフ(計画担当) 海洋部漁港課チーフ(建設担当)

(高知県漁業取締船船員服務規程の一部改正)

第18条 高知県漁業取締船船員服務規程(昭和61年3月高知県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

海洋部漁業管理課

第2条第1項中「船長は、農林水産部海洋局漁業管理課長」を「取締船の船長(以下「船長」という。)は、海洋部漁業管理課長」に改める。

第3条中「機関長」を「取締船の機関長(次条において「機関長」という。)」に改める。

第6条第1項中「農林水産部海洋局漁業管理課」を「海洋部漁業管理課」に、「以下」を「以下この項において」に改める。

第7条中「同規則第7条」を「同令第7条」に改める。

(高知県建設工事指名業者選定審査会規程の一部改正)

第19条 高知県建設工事指名業者選定審査会規程(昭和41年3月高知県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「総務部長、農林水産部長、農林水産部森林局長、農林水産部海洋局長」を「農業振興部長、森林部長、海洋部長」に、「土木部港湾空港局長」を「会計管理局長」に改める。

める。
(高知県建設工事監督規程の一部改正)

第20条 高知県建設工事監督規程(昭和42年1月高知県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「本庁の部及び局の長(理事(危機管理担当、政策推進担当、情報化戦略推進担当、観光担当、産業技術担当及び競馬担当)が所管する組織にあっては、理事)(第3項第2号において「部局長」を「本庁の部長(第3項第2号において「部長」に改め、同条第3項第2号中「部局長」を「部長」に改める。

(高知県建設工事検査規程の一部改正)

第21条 高知県建設工事検査規程(昭和42年1月高知県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「部及び局の長(理事(危機管理担当、政策推進担当、情報化戦略推進担当、観光担当、産業技術担当及び競馬担当)が所管する組織にあっては理事、」を「部長(」に、「建設検査長」を「、建設検査長」に改め、同項第4号ア中「部及び局の長」を「部長」に改める。

第6条第1項中「本庁の部及び局の長(以下「部局長」)を「本庁の部長(以下「部長」に改め、同条第3項第2号中「班長」を「班長、チーフ」に改め、同項第3号中「部局長」を「部長」に改める。

第6条の2の見出し中「農林水産部主管工事」を「農業振興部等主管工事」に改め、同条中「農林水産部」を「農業振興部、森林部又は海洋部」に改める。

第9条第2項中「班長」を「班長、チーフ」に改める。

第12条第1項中「部局長」を「部長」に改める。

(高知県土木設計等委託業務監督規程の一部改正)

第22条 高知県土木設計等委託業務監督規程(平成13年4月高知県訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「本庁の部及び局の長(理事(危機管理担当、政策推進担当、情報化戦略推進担当、観光担当、産業技術担当及び競馬担当)の所管する組織にあっては理事)(以下この条において「部局長」を「本庁の部長(以下この条において「部長」に、「他の部局長」を「他の部長」に改め、同条第2項中「部局長間」を「部長間」に改め、同条第3項第2号中「部局長」を「部長」に改める。

第8条第2項中「班長」を「班長、チーフ」に改める。

(高知県土木設計等委託業務検査規程の一部改正)

第23条 高知県土木設計等委託業務検査規程(平成13年4月高知県訓令第14号の2)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「部及び局の長(理事(危機管理担当、政策推進担当、情報化戦略推進担当、観光担当、産業技術担当及び競馬担当)が所管する組織にあっては理事、」を「部長(」に、「建設検査長」を「、建設検査長」に、「部局長

等」」を「「部長等」」に改め、同項第2号中「前号に規定する部局長等」を「本庁の部長等」に改める。

第6条第1項中「本庁の部及び局の長(理事(危機管理担当、政策推進担当、情報化戦略推進担当、観光担当、産業技術担当及び競馬担当)が所管する組織にあっては、理事)(以下「部局長」を「本庁の部長(以下「部長」に、「他の部局長」を「他の部長」に改め、同条第2項中「部局長間」を「部長間」に改め、同条第3項第2号中「班長」を「班長、チーフ」に改め、同項第3号中「部局長」を「部長」に改める。

第6条の2の見出し中「農林水産部主管委託業務」を「農業振興部等主管委託業務」に改め、同条中「農林水産部」を「農業振興部、森林部又は海洋部」に改める。

第9条第2項中「班長」を「班長、チーフ」に改める。

第12条第1項中「部局長」を「部長」に改める。

(高知県公共補償等審査会規程の一部改正)

第24条 高知県公共補償等審査会規程(昭和51年12月高知県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「企画振興部長」を「政策企画部長」に、「農林水産部長、農林水産部森林局長、農林水産部海洋局長、」を「農業振興部長、森林部長、海洋部長及び」に改め、「及び土木部港湾空港局長」を削り、同条第5項を次のように改める。

5 幹事は、総務部財政課長、政策企画部企画調整課長、文化環境部廃棄物処理推進課長、農業振興部農政企画課長、森林部森林企画課長、海洋部海洋企画課長及び土木部用地対策課長をもって充てる。

第8条中「土木部用地管理課」を「土木部用地対策課」に改める。

(高知県河川監理員規程の一部改正)

第25条 高知県河川監理員規程(昭和40年4月高知県訓令第10号の2)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「河川防災課」を「河川課」に、「班長」を「チーフ」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 用地対策課長

(4) 防災砂防課長

第2条第1項第5号中「工務第1課長、工務第2課長」を「工務第一課長、工務第二課長」に改め、同条第2項中「河川防災課、用地管理課、砂防課又は」を「河川課、用地対策課及び防災砂防課並びに」に、「吏員」を「職員」に改める。

(永瀬ダム操作規程の一部改正)

第26条 永瀬ダム操作規程(昭和41年11月高知県訓令第58号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「永瀬ダム管理事務所長」を「中央東土木事務所永瀬ダム管理事務所長」に改める。

第19条中「企業局総合制御所長」を「高知県公営企業局総合制御所長」に改める。

(下田川水門等操作規程の一部改正)

第27条 下田川水門等操作規程(昭和57年9月高知県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「土木部河川防災課」を「土木部河川課」に改める。

(桐見ダム操作規程の一部改正)

第28条 桐見ダム操作規程(平成13年4月高知県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「桐見ダム管理事務所」を「中央西土木事務所桐見ダム管理事務所」に改める。

別表第1中「土木部河川防災課」を「土木部河川課」に、「佐川警察署」を「高知県佐川警察署」に、「高吾北消防本部」を「高吾北広域市町村事務組合消防本部」に改める。

別表第2中「桐見ダム管理事務所」を「中央西土木事務所桐見ダム管理事務所」に改める。

(坂本ダム操作規程の一部改正)

第29条 坂本ダム操作規程(平成13年4月高知県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

土木部

幡多土木事務所

幡多土木事務所宿毛事務所

第3条第1項中「坂本ダム管理事務所長」を「幡多土木事務所宿毛事務所長」に改める。

別表第1中「土木部河川防災課」を「土木部河川課」に、「宿毛警察署」を「高知県宿毛警察署」に、「宿毛消防署」を「幡多西部消防組合消防本部」に改める。

別表第2中「幡多土木事務所坂本ダム管理事務所」を「坂本ダム警報局」に改める。

(鎌井谷ダム操作規程の一部改正)

第30条 鎌井谷ダム操作規程(平成16年5月高知県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

土木部

中央東土木事務所

第3条第1項中「高知県南国土木事務所長」を「中央東土木事務所長」に改める。

第22条第2項中「香我美町長」を「香南市長」に改める。

別表第1中「土木部河川管理課」を「土木部河川課」に、「香我美町」を「香南市」に、「赤岡警察署」を「高知県香南警察署」に、「香南消防署」を「香南市消防本部」に改める。

別表第2中「、第17条」を削り、「鎌井谷ダム管理事務所」を「中央東土木事務所鎌井谷ダム管理事務所」に改める。

(河戸堰^{せき}操作規程の一部改正)

第31条 河戸堰^{せき}操作規程(平成17年4月高知県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「土木部河川防災課」を「土木部河川課」に、「宿毛警察署」を「高知県宿毛警察署」に、「宿毛消防署」を「幡多西部消防組合消防本部」に改める。

(高知県道路監理員規程の一部改正)

第32条 高知県道路監理員規程(昭和42年5月高知県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「管理班長及び保全班長」を「チーフ(管理担当)及びチーフ(保全担当)」に改め、同項第2号中「土木事務所内の」を「土木事務所に置かれた」に、「維持管理第四班長」を「維持管理第四班長、道路班長」に、「工務第二班長及び工務第三班長」を「及び工務第二班長」に改める。

(高知県手結港臨港道路可動橋操作規程の一部改正)

第33条 高知県手結港臨港道路可動橋操作規程(平成14年9月高知県訓令第23号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

土 木 部

中央東土木事務所

(浦戸湾水門等操作規程の一部改正)

第34条 浦戸湾水門等操作規程(昭和49年5月高知県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第6条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 土木部河川課、防災砂防課及び海岸課

(高知県生涯学習推進本部設置規程の廃止)

第35条 高知県生涯学習推進本部設置規程(昭和61年6月高知県訓令第11号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。